

官報

號外 昭和八年二月二十六日

○第六十四回 衆議院議事速記録第十八號

昭和八年二月二十五日(土曜日)

午後一時十九分開議

議事日程 第十七號

昭和八年二月二十五日

午後一時開議

第一 日本興業銀行法中改正法律案

(政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(政府提出) 第一讀會

第三 保険業法中改正法律案

(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(政府提出) 第一讀會

第五 通信事業特別會計法案

(政府提出) 第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

(政府提出) 第一讀會

第七 意匠法中改正法律案

(政府提出) 第一讀會

第八 昭和七年法律第六號中改正法律案

(政府提出) 第一讀會

第九 船舶安全法案

(政府提出) 第一讀會

第十 船舶職員法中改正法律案

(政府提出) 第一讀會

第十一 助產師法案(野中徹也君外二名提出)

第一讀會

第十二 產師法案(土屋清三郎君外三名提出)

第一讀會

第十三 產師法案(野方次郎君外二名提出)

第一讀會

第十四 產師法案(山道裏一君外三名提出)

第一讀會

第十五 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(本多貞次郎君外一名提出)

第一讀會

第十六 地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案(鶴澤字八君外三名提出)

第一讀會

第十七 建築士法案(岡田忠彦君外二名提出)

第一讀會

第十八 森林法中改正法律案(小林鑄君外一名提出)

第一讀會

第十九 國立公園法中改正法律案(小林鑄君外二名提出)

第一讀會

第二十 史蹟名勝天然紀念物保存法中改正法律案(小林鑄君外二名提出)

第一讀會

二十一 漁船保險法案(鵜澤字八君外三名提出)

第一讀會

二十二 衛生組合法案(田中祐四郎君外六名提出)

第一讀會

二十三 傳染病豫防法中改正法律案(田中祐四郎君外五名提出)

第一讀會

第二十四 小作調停法中改正法律案
(牧野賤男君外九名提出)

第一讀會

第二十五 借地借家調停法中改正法律案(牧野賤男君外九名提出)

第一讀會

第二十六 刑事訴訟法中改正法律案
(原夫次郎君外九名提出)

第一讀會

第二十七 刑事訴訟法中改正法律案
(原夫次郎君外十名提出)

第一讀會

第二十八 民事訴訟法中改正法律案
(中野勇治郎君外九名提出)

第一讀會

第二十九 水産會法中改正法律案(小池仁郎君提出)

第一讀會

第三十 水産會法中改正法律案(鈴木英雄君外三名提出)

第一讀會

第三十一 大神都特別聖地計畫實施國營ニ關スル建議案(島田俊雄君外十名提出)

第一讀會

第三十二 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(野村嘉六君提出)

第一讀會

第三十三 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(藤井達也君提出)

第一讀會

第三十四 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(大麻唯男君提出)

第一讀會

第三十五 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(勝正憲君提出)

第一讀會

第三十六 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(大島寅吉君提出)

第一讀會

第三十七 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(猪野毛利榮君提出)

第一讀會

第三十八 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(斯波貞吉君提出)

第一讀會

第三十九 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(大君大君提出)

第一讀會

第四十 大學令中藥學部設置ニ關スル建議案(高橋守平君提出)

第一讀會

高橋 守平君
平川松太郎君
手代木隆吉君
内々崎作三郎君
櫻井兵五郎君
百瀬 渡君
工藤 鐵男君

原淳一郎君
山本儀重君

第三十五年三月三十一日
明治
第三種郵便物認可

決議案(教育ノ根本的改革ニ關スル件)

提出者

富田幸次郎君

櫻内幸雄君

坂東幸太郎君

大麻唯男君

吉川吉郎兵衛君

土屋清三郎君

前田房之助君

工藤鐵男君

平川松太郎君

平野光雄君

依孫一君

田中隆三君

賴母木桂吉君

八木逸郎君

小山松壽君

櫻井兵五郎君

鈴木富士彌君

松田源治君

決議案(思想惡化ノ對策ニ關スル件)

提出者

櫻内幸雄君

富田幸次郎君

坂東幸太郎君

大麻唯男君

吉川吉郎兵衛君

土屋清三郎君

前田房之助君

工藤鐵男君

平川松太郎君

平野光雄君

依孫一君

田中隆三君

賴母木桂吉君

八木逸郎君

小山松壽君

櫻井兵五郎君

鈴木富士彌君

松田源治君

恩給法中改正法律案(政府提出)委員

提出者

櫻内幸雄君

吉川吉郎兵衛君

前田房之助君

平川松太郎君

依孫一君

賴母木桂吉君

小山松壽君

鈴木富士彌君

松田源治君

少年教護法案(荒川五郎君外六十六名提出)委員

提出者

吉川吉郎兵衛君

前田房之助君

平川松太郎君

依孫一君

賴母木桂吉君

小山松壽君

鈴木富士彌君

外國爲株管理法案(政府提出)委員

提出者

理事門田新松君

君昨日理事辭任ニ付其ノ補

農漁業災害保険法案(胎中楠右衛門君外一名提出)外一件委員

辭任杉本國太郎君

補闕村上紋四郎君

辭任中井川浩君

補闕鶴澤宇八君

辭任岡田喜久治君

補闕坂東幸太郎君

辭任鈴木富士彌君

補闕添田敬一郎君

辭任清水徳太郎君

補闕横山金太郎君

辭任中谷貞賴君

補闕宮澤裕君

少年教護法案(荒川五郎君外六十六名提出)委員

出委員

外國爲株管理法案(政府提出)委員

理事門田新松君

君昨日理事辭任ニ付其ノ補

外國爲株管理法案(政府提出)委員

外國爲株管理法案(政府提出)委員

外ニ於テモ開キ得ルコト、本會議中委員會開會ノ件ハ、院議ニ諸フコトナク議長ニ於テ許可スルコト、尙ホ法律案ハ定規ノ日時ニ拘ラズ上程シ得ルコト、致シマス——日時第一讀會ヲ開キマス——大藏大臣高橋是清君

法律改正ニ依テ創定セラレタノデアリマシテ、同行業務ノ發達ニ伴ヒ、本條項ニ依ル貸出モ漸次増加ノ傾向ニアリマシタガ、殊ニ大正十二年ノ震災以降、日本興業銀行ガ中小工業金融ニ意ヲ用ユルニ至リマシテカラハ、一層顯著ナ增加ヲ示シテ参リマシタ、仍テ昭和四年ニ同條項ニ依ル貸付金總額ノ二分ノ一トアルノヲ、三分ノ二ニ引上グルコトニ改正セラレマシタノデアリマス、而シテ改正後今日迄ノ經濟界ノ狀況ハ、益ニ中小工業者ニ對スル金融ノ必要ヲ切實ナラシメタノデアリマシテ、政府モ種々是ガ對策ヲ講ジ、興業銀行ニ於テモ此種ノ貸出ニ努力ヲシテ居リマス、然ルニ中小工業金融ト密接不離ノ關係ニ在ル此條項ニ一定ノ制限額ガアリマシテハ、興業銀行ヲシテ十分ニ其機能ヲ發揮セシメ難キ憾ガアルノデアリマス、又大工業者ニ對シマシテハ財團抵當ニ依リ自由ニ資金ヲ融通スルノ途ガ認メラレテ居ルニ拘ラズ、中小工業者ニ對スル貸出金額ニ一定ノ制限ガアルト云フコトハ、當ヲ得タルモノトハ稱シ難イノデアリマス、仍テ此工場抵當ノ貸出ニ付テ法律上ノ制限ヲ撤廢スルコトガ、興業銀行ヲシテ本來ノ機能ヲ十分發揮セシムル上ニ於テ效果多ク、且又今日梗塞セル中小工業金融ノ疏通ヲ圖ル爲ニモ、適當ナルト考ヘマシタノデ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、何卒速ニ御協贊アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 日程第一、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス(拍手)

第一右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○上田孝吉君 本案ハ安達謙藏君外一名提出来、地租ノ免除ニ關スル法律案外二件ノ委員ニ併セ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第三、保險業法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス

——商工大臣中島久萬吉君

第三 保險業法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會
保險業法中改正法律案

第三條ノ四ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ
第十三條ノ五 保險會社ハ契約ヲ以テ責任準備金算出ノ基礎ヲ同ジクスル保險契約ノ全部ヲ包括シテ他ノ保險會社ニ移轉スルコトヲ得

第二十條ノ二第一項ヲ削リ同條第二項中「會社ハ前項ノ契約ヲ以テ」ヲ「第十三條ノ五ノ規定ニ依リ保險契約ヲ移轉スル場合ニ於テハ會社ハ同條ノ契約ヲ以テ」ニ改ム

第二十條ノ七、第二十條ノ九及第二十條ノ十一中「第二十條ノ二第三項」ヲ「第二十條ノ二第二項」ニ改ム

第四十一條ノ二中「第二十條ノ二第一項乃至第三項」ヲ「第二十條ノ二第一項、第二項」ニ改メ同條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第二十條ノ三又ハ第二十條ノ五」ヲ「第十三條ノ五、第二十條ノ二、第二十條ノ三、第二十條ノ五又ハ第二十條ノ二」ニ改メ同條第十號ヲ左ノ如ク改ム

第二十條、第二十二條ノ二又ハ五會社ナルトキハ其ノ保険契約者ハ其

ノ會社ニ入社ス
第四十二條ノ二 前條ノ機關ニ於テ第七十三条ノ決議ヲ爲シタルトキハ解散セントスル會社ニ在リテハ合併契約又ハ移轉契約ノ要ス
社又ハ保險契約ヲ移轉セントスル會社ニ在リテハ合併契約又ハ移轉契約ノ要ス
旨及各會社ノ貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス
第二十條ノ三第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ解散、合併及保險契約移轉ノ場合ニ之ヲ準用ス
第六十三條第一項中「決議ニ依リテノミ之ヲ爲スコトヲ得」ヲ「決議ニ依リ之ヲ爲ス」ニ改ム

第七十三條第一項ヲ左ノ如ク改ム
任意ノ解散、合併及保險契約移轉ノ決議ニハ第三十一條第二項ノ規定ヲ準用ス

第八十八條ノ三 相互會社ガ第四十二條ノ機關ノ決議ニ依リ解散又ハ合併ヲ爲シタル場合ニ於テハ解散ノ登記ノ申請書ニハ第四十二條ノ二ノ公告ヲ爲シタルコト、若シ異議ヲ述ベタル保險契約者アルトキハ其ノ數及其ノ保險金額ガルコト、シタル場合ニ於テハ解散ノ登記ノ申請書ニハ第四十二條ノ二ノ公告ヲ爲シタルコト、若シ異議ヲ述ベタル保險契約者アルトキハ其ノ數及其ノ保險金額ガルコトヲ證スル書面ヲ添附ス

第九十八條第八號中「第二十條ノ二、第二十條ノ三又ハ第二十條ノ五」ヲ「第十三條ノ五、第二十條ノ二、第二十條ノ三、第二十條ノ五又ハ第二十條ノ二」ニ改メ同條第十號ヲ左ノ如ク改ム

第二十二條、第二十二條ノ二又ハ五會社ナルトキハ其ノ保険契約者ハ其

ノ會社ニ入社ス
二條ノ二」ヲ「第十三條ノ五、第十九條ノ二」ニ改ム

二乃至第二十二條ノ二」ニ改ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣中島久萬吉君登壇〕

二至第二十二條ノ二」ニ改ム

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣中島久萬吉君登壇〕

第一條中「第十九條ノ二乃至第二十二條ノ二」ヲ「第十三條ノ五、第十九條ノ二」ニ改ム

二至第二十二條ノ二」ニ改ム

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 兹ニ上程ニ相成リマシタ政府提出ノ、保險業法中改正法律案ニ付キマシテ御説明申上ダマス、保險業法ハ明治三十三年ノ制定ニ係リ、其後明治四十五年及昭和二年ノ兩度ニ瓦リマシテ、同法中ノ一部改正ヲ行ヒマシテ、特ニ保険契約ノ包括移轉ナル制度ヲ認メマスト共ニ、保險會社ノ合併手續ヲ簡便ナラシムル等、保險會社ノ整理合同ニ資スベキ規定ヲ設ケタノデゴザイマス、併ナガラ今日ノ時勢ニ於テハ、既ニ現行保險業法ノ規定ヲ以テ致シマシテハ、此整理合同ヲ遂行致シマス上ニ於テ、尙ホ不便ガ少クナイノデ、速ニ是ガ必要ナル法規ノ整備ヲ圖リマスコトガ、我ガ保險事業界ノ現状ニ鑑ミマシテ、第一ニ株式會社ト相互會社トノ間ニ於テ、保險契約ノ移轉ヲ爲シ得ル途ヲ拓キマス、仍テ此際保險業法中一部改正ヲ行ヒマシテ、第一ニ株式會社ト相互會社トノ間ニ於テ、保險契約ノ移轉及解散ノ決議方法ヲ簡便ナラシメマシテ、以テ時勢ノ要求ニ應ゼント致シマスノデゴザイマス、何卒慎重御審議ノキマス、更ニ第二ニハ相互會社ノ合併、保險契約ノ移轉及解散ノ決議方法ヲ簡便ナラシメマス(拍手)

○議長(秋田清君) 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス(拍手)

第一右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員選舉

ナル金額ニ付公債ヲ發行シ又ハ借入ヲ爲スコトヲ得

金、事業設備補充費繰入金、電信電話建設寄附及設備負擔金、公債募集金、

借款金、所屬財產ノ賣拂代金其ノ他附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ事業設備ノ擴張費改進費補充費、國債償還金其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

附 則

本法ハ昭和九年度ヨリ之ヲ施行ス 定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○上田孝吉君 本案ハ政府提出、工業組合法中改正法律案ノ委員ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第五、通信事業特別會計法案ノ第一讀會ヲ開キマス——大藏大臣高橋是清君

第五 通信事業特別會計法案 (政府提出)

第一讀會

通信事業特別會計法

第一條 通信事業ヲ經營スル爲從來ノ本事業所屬ノ土地、建物、船舶、電信電話線路、機械其ノ他ノ設備、貯藏物品並ニ將來ノ資本勘定過剩金及本會計ノ負擔ニ屬スル公債又ハ借入金ヲ以テ資本ト爲シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充テ特別會計ヲ設置ス

本法ニ於テ通信事業トハ郵便、電信及電話ノ事業(郵便爲替、郵便貯金、年金並ニ收入印紙賣捌ノ事務ヲ含ム)並ニ之ヲ附帶業務ヲ謂フ

第二條 通信事業設備ノ擴張及改良ニ必要ナル金額ハ業務勘定過剩金並ニ電信電話建設寄附及設備負擔金不足ノ場合ニ於

充ツ但シ業務勘定過剩金並ニ電信電話建設寄附及設備負擔金不足ノ場合ニ於

ナル金額ニ付公債ヲ發行シ又ハ借入ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債及借入金ノ總額ハ度豫算定額ヨリ電信電話設備補充費繰入金ニ相當スル金額ヲ除キタル殘額以內トス

第三條 左ニ掲タル國債ハ本會計ノ負擔トス但シ昭和五年度以降一般會計ヨリ國債整理基金特別會計ヘノ繰入金額ノ債ノ償還ニ充當セラレタルモノト看做ス

一 事業公債條例ニ依リ電話擴張ノ爲從來發行シタル公債

二 電話事業公債法ニ依リ從來發行シタル公債

三 電信事業公債法ニ依リ從來發行シタル公債

四 震災善後公債法ニ依リ通信事業ノ將來發行シタル公債又ハ借入金及

五 前條ノ規定ニ依ル公債又ハ借入金

六 前各號ニ規定スル國債ノ借換ノ爲起債シタル國債

前項ニ規定スル國債ノ償還金、利子並ニ發行及償還ニ關スル經費ノ支出ニ必要ナル金額ハ每年度之ヲ國債整理基金

特別會計ニ繰入ルベシ

第七條 本會計ハ每年度八千二百萬圓以内ニ於テ豫算ニ定ムル金額ノ一般會計

ニ納付スペシ

第五條 本會計ハ之ヲ資本勘定、用品勘定及業務勘定ニ區分ス

第六條 資本勘定ハ業務勘定過剩金繰入

第十條 用品勘定又ハ業務勘定ニ於テ計算上生ジタル過剩ハ之ヲ資本勘定ニ繰入ルベシ

第十一條 資本勘定ニ於テ計算上生ジタル過剩ハ之ヲ資本ニ組入ルベシ

之ヲ資本勘定ニ移シ整理スペシ

第十二條 政府ハ每年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニトキハ資本ヲ減額シ之ヲ整理スペシ

帝國議會ニ提出スペシ

第十三條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ大藏省預金部ニ預入ルコトヲ得

第十四條 本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

通信事業特別會計ノ設置ニ付他ノ會計ニ關涉シ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○國務大臣(高橋是清君) 只今議題トナリマシタ通信事業特別會計法案提出ノ理由ヲ説明致シマス、通信事業ノ圓滑ナル發達ヲ期シ、以テ最モ合理的ナル經營ヲ行ハント致シマス爲ニハ、之ニ關スル收入支出ハ特別會計ト爲シ、其施設ノ擴張及改良ハ、通信事業自身ノ負擔ニ於テ之ヲ行ハシメ、子其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

一般會計納付金、事業設備ノ維持修理費、事業設備補充費繰入金、國債ノ利子ヲ以テ其ノ歲入トシ業務上ノ諸費用、

金部繰入金、預金利子其ノ他附屬雜收

入ヲ以テ其ノ歲入トシ業務上ノ諸費用、

子其ノ他附屬諸費ヲ以テ其ノ歲出トス

第九條 業務取扱數量ノ增加ニ因リ生ジタル豫算ノ不足ヲ補フ爲用品勘定及業務勘定ノ歲出ニ豫備費ヲ設ケベシ

第十條 用品勘定又ハ業務勘定ニ於テ計算上生ジタル過剩ハ之ヲ資本勘定ニ繰入ルベシ

用品勘定ニ於テ計算上生ジタル不足ハ之ヲ資本勘定ニ移シ整理スペシ

第十一條 資本勘定ニ於テ計算上生ジタル過剩ハ之ヲ資本ニ組入ルベシ

資本勘定ニ於テ計算上不足ヲ生ジタル

ル過剩ハ之ヲ資本ニ組入ルベシ

本法ニ於テ決算上生ジタル不足ハ之ヲ資本勘定ニ移シ整理スペシ

第十二條 政府ハ每年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニトキハ資本ヲ減額シ之ヲ整理スペシ

本事業ノ收支ハ之ヲ一般會計ト切離シテ、特別會計ト爲スノ必要ガアルト認メマシタス、以上ノ如ク彼此考慮致シマストキヘ、ノデ、昭和九年度ヨリ之ヲ施行致シタキ考テ以テ、本案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上、御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 日程第六、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ニ致シマス		テ、意匠ニ付テモ公報ヲ發行シテ、此權利ヲ確保致シタイト云フニ外ナラヌノデアリ	
○上田孝吉君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス		マス、而シテ之ニ關スル經費ハ、既ニ八年度豫算ニ計上サレマシテ、本院ヲ通過シテ居ル次第デゴザイマス、委員會ハ慎重審議ノ結果、極メテ適當ナル改正ト認メテ、	
○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセバカ		全會一致ヲ以テ可決致シマシタ、右御報告ヲ致シマス(拍手)	
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ		○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開ク	
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第七、意匠法中改正法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長竹内友治郎君		ニ御異議アリマセバカ	
第七 意匠法中改正法律案(政府提出)		〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ	
第一讀會ノ續(委員長報告)		○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ	
一意匠法中改正法律案(政府提出)		○上田孝吉君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレントコトヲ望ミマス	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也		○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセバカ	
昭和八年二月二十三日 委員長 竹内友治郎		〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ	
衆議院議長秋田清殿		○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス	
○竹内友治郎君登壇		意匠法中改正法律案 第二讀會(確定議)	
○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセバ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告ノ通じマス		今日ノ財政ノ現狀ニ照シマシテ、已ムヲ得ザルモノデアルト云フコトヲ認メマシテ、	
案ハ意匠公報ヲ發行スルト云フコトニ關ス		全會一致、可決致シタ次第デアリマス、此段御報告申上げマス(拍手)	
○竹内友治郎君 意匠法中改正法律案委員會ノ經過及結果ヲ御報告致シマス、此改正案ハ意匠公報ヲ發行スルト云フコトニ關スル改正デゴザイマシテ、極メテ簡單ナ改正デゴザイマス、御承知ノ通り從來特許權或ハ登錄實用新案又ハ登錄商標ニ付キマン		○議長(秋田清君) 本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセバカ	
案ハ意匠公報ヲ發行スルト同様ノ趣意ヲ以有權ノ確保ヲ期シマシタ		〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ	
第八 昭和七年法律第六號中改正法律案(昭和七年法律第六號中改正法律案(政府提出))		○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセバカ	
案(昭和七年度一般會計歲出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル件)(政府提出)		〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ	
第一讀會ノ續(委員長報告)		○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス	
第一船舶安全法案(政府提出)		第一讀會ノ續(委員長報告)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也		第一讀會ノ續(委員長報告)	
昭和八年二月二十四日 委員長 向井倭雄		第一讀會ノ續(委員長報告)	
衆議院議長秋田清殿		第一讀會ノ續(委員長報告)	
第一船舶職員法中改正法律案(政府提出)		第一讀會ノ續(委員長報告)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也		第一讀會ノ續(委員長報告)	

昭和八年二月二十四日

委員長 向井 倭雄

〔向井倭雄君登壇〕

○向井倭雄君 船舶安全法案竝ニ船舶職員

法中改正法律案ノ、委員會ノ經過竝ニ結果

ヲ御報告致シマス、船舶安全法案ハ、近時

海運竝ニ造船業ノ著シキ發達ニ伴ヒマシ

テ、船舶安全ニ關係致シマスル各般ノ施設

モ餘程整フテ參リマシタノデ、主要海運國

トノ歩調ヲ揃ヘマスルコトニ相成リマシ

タ、曩ニ昭和四年ト昭和五年ニ、人命ノ安

全ニ關シマスル國際條約、竝ニ國際船舶滿載

吃水線條約ヲ締結ニ相成リマスカドウカ、私

ノ山本厚三君竝ニ國民同盟ノ風見章君ヨリ、

紹介申上ゲテ置キタイト思ヒマス、民政黨

モハ一寸分リ兼不タノデアリマスケレドモ、私

ニハ一寸分リ兼不タノデアリマスカドウカ、私

ノモノデアルカト云フヤウナ意味ノ御質問

外國船ノ輸入ヲスルコトヲ遞信省令ヲ以テ、

特許令ヲ施行セラレルト云フコトデアルガ、

外國船ノ輸入ヲ徒ニ防遏スルコトハ、如何

ナモノデアルカト云フヤウナ意味ノ御質問

ガアリマシタ、之ニ對シテ遞信大臣竝ニ政

府委員ヨリ、外國船ノ輸入ハ絕對ニ禁止ヲ

スルノデハナイケレドモ「ダンピング」的ニ、

歐洲戰爭ノ後始末ニ古船ヲ賣込マレルノヲ、

溢ニ之ヲ買取ルコトハ、國家ノ爲ニ不利益

定シテアルモノモアルノデアリマシテ、現
船舶ノ安全ニ關シマスル我國ノ法規ハ、四
代ノ實情ニ適合シナイモノガアリマスノ
デ、是等ノモノヲ統一整理スル必要ト、此
ツ五ツノモノガアルノデアリマス、中ニハ
明治六年アタリノ太政官ノ布告ヲ以テ、規
定シテアルモノモアルノデアリマシテ、現
船舶ノ安全ニ關シマスル我國ノ法規ハ、四
代ノ實情ニ適合シナイモノガアリマスノ
デ、是等ノモノヲ統一整理スル必要ト、此
二ツノ理由ニ依リマシテ、此船舶安全法ト
云フモノヲ制定セラル、コトニ相成ッタヤ
ウデアリマス

今一つノ船舶職員法中改正法律案、此法
案ハ今回船舶安全法ガ施行セラレマスルト
同時ニ、當然廢止セラルベキ船舶検査法ノ
規定ヲ、引用シテ居ルノデアリマスカラ、
是ガ施行セラレマスレバ、船舶安全法ヲ引
用シナケレバナラヌ結果、此改正ノ條項中
ニ改正ノ箇所ヲ生ジテ參リマシタ、是ト共

ニ唯輕微ナル二三ノ事柄ヲ、此序ニ改正ス
ルト云フヤウナコトニナフテ居ルノデアリ
マス、而シテ委員會ハ四回ニ瓦リマシテ、各
委員諸員カラ最モ熱心ニ、最モ適切ナル
質問ガアリマシタ、之ニ對シテ遞信大臣
竝ニ政府委員ヨリ、又懇切ナル答辯カアッタ
ノデアリマスルガ、其中デ一二ノ事柄ヲ御
紹介申上ゲテ置キタイト思ヒマス、民政黨
ノ山本厚三君竝ニ國民同盟ノ風見章君ヨリ、
本案ト直接ノ關係ガアリマスカドウカ、私
ニハ一寸分リ兼不タノデアリマスケレドモ、私
ノモノデアルカト云フヤウナ意味ノ御質問
外國船ノ輸入ヲスルコトヲ遞信省令ヲ以テ、
特許令ヲ施行セラレルト云フコトデアルガ、
外國船ノ輸入ヲ徒ニ防遏スルコトハ、如何
ナモノデアルカト云フヤウナ意味ノ御質問
ガアリマシタ、之ニ對シテ遞信大臣竝ニ政
府委員ヨリ、外國船ノ輸入ハ絕對ニ禁止ヲ
スルノデハナイケレドモ「ダンピング」的ニ、
歐洲戰爭ノ後始末ニ古船ヲ賣込マレルノヲ、
溢ニ之ヲ買取ルコトハ、國家ノ爲ニ不利益
デアル、國家ノ大局カラ見テ不利益デアル
カラ、サウ云フコトハ致サセナイヤウニス
ル積リデアルト云フヤウナ、御答辯ガアッタ
ノデアリマス、又我黨ノ中井一夫君カラ、
此法律ノ十三條ノ適用ニ付テハ之ヲ省令ニ
譲ジテアル、即チ船員ヨリ検査ノ申出ヲス
ル場合ガアルノデアリマス、其船員ノ申立
ヲスルコトヲ濫用ヲスルト云フコトニナレバ、
勞資ノ間ニ圓滑ヲ缺クコトニモナルシ、弊
害ノ及ブ所ガ大キイカラ、是ハ餘程慎重ニ
致サナケレバナラヌト思フガ、ドウカト云
フヤウナ御質問ガアリマシタ、之ニ對シテ
政府當局ハ、ソレハ慎重ニ審議ヲ致ス、サ
ウ云フコトハ政府ノ欲スル所デハナイノデ
アル、之ヲ濫用スルヤウナコトハ、絕對ニ

○議長(秋田清君) 別ニ御發議モアリマセ
ス、第三讀會ヲ省略シテ、兩案トモ委員長
ス、直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全
部ヲ議題ト致シマス

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ、松岡俊
三君外四十四名提出、地租法中改正法律
案、小池仁郎君外四名提出、地租法中改正
法律案、工藤鐵男君外十一名提出、地租法
中改正法律案、金城紀光君外五名提出、地
租法中改正法律案、伊禮肇君提出、地租法
中改正法律案、右ヲ一括シテ第一讀會ノ續
ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス――
委員長菅原傳君

地租法中改正法律案(松岡俊三君外四
十四名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
地租法中改正法律案(小池仁郎君外四
名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
地租法中改正法律案(工藤鐵男君外十
一名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
地租法中改正法律案(金城紀光君外五
名提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
地租法中改正法律案(伊禮肇君提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)

一地租法中改正法律案(松岡俊三君外四
十四名提出)

一地租法中改正法律案（小池仁郎君外四名提出）

一地租法中改正法律案（工藤鐵男君外十一名提出）

一地租法中改正法律案（金城紀光君外五名提出）

一地租法中改正法律案（伊禮肇君提出）

右ハ本院ニ於テ五案ヲ併合シテ一案ト爲シ表題ヲ「地租法中改正法律案」トシ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和八年二月二十五日

委員長 賀原 傳

衆議院議長秋田清殿

〔別紙〕

地租法中左ノ通改正ス

第十條ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、北海道、沖繩縣及鹿兒島縣大島郡ハ百分ノ二・六トス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔菅原傳君登壇〕

○菅原傳君 只今上程ニナリマシタ地租法中改正法律案、五案ノ委員會ノ經過結果ヲ簡單ニ申述ヘマス 委員長、理事ハ互選ノ結果、委員長ニ不肖、理事ニハ窪井義道、高橋金治郎、比佐昌平、猪股謙二郎ノ四君ガナリマシタ、審議ノ順序トシテ、大體此五法案ガ地理上ノ關係等モアリマシテ、二ツニ分ケテ審議ヲ進メタノデアリマス、東北、北海道ニ關スル案ヲ括シ、沖繩、大島ニ關スル二法案ヲ括シテ、二ツニ分ッテ審議ヲ進メタノデアリマス、審議ノ順序ト致シマシテ、提案者ノ説明ガアッタノデアリ

マスガ、中々是ハ長ク、二日間モ費シタノデアリマス、松岡君、内ヶ崎君、金城君、伊禮君、金井君、花城君、其他ノ説明ガアリマシテ、中々委曲ヲ盡サレタノデアリマス、併シ大體ノ趣意ハ、提案者ノ質問、之ニ對スル政府ノ答辯デアリマスガ、大體主要ノ點述べラレタ所ト同ジデアリマスルカラ、茲ニ述ペルコトヲ略シマス、唯茲ニ諸君ニ御紹介シタイコトハ、提案者ノ質問、之ニ對スル政府ノ答辯デアリマスガ、大體主要ノ點ダケ茲ニ御紹介致シマス

松岡君ヨリ質問ガアッタノデアリマスガ、七箇條ヨリ成シテ居ルノデアリマス、其要旨ハ、一、東北ノ産業ハ關南西ニ比シ振テ居ルト思フカ、二、政費即チ國費ハ明治維新以後、東北ニ厚イト思フカ、三、東北ハ主産業ハ農業デアリ、土地ノミニ依ルト思ハヌカ、四、稅負擔ハ東北地方ニ重クナッテ居ルト思ハヌカ、五、何故東北地方ハ小作爭議ガ多ク起ルノカ、又其小作爭議ハ他方面ト全ク種別ヲ異ニスルモノ、多イノハ、何ニ原因スルト思フカ、六、何故時局匡救ノ豫算ガ、東北ヲ主トセザルベカラザルニ至リタルカラ何ト解スルカ、七、時局匡救事業完成シタリトシテモ、同一線上ヲ出發シテ、果シテ東北地方ノ者ハ落伍スルコトナシト解スルカ、大要此七ツデアッタノデアリマスガ、之ニ對シ政府當局ニ於カレテハ、

アッタノデアリマス
サレ、產業、經濟方面ハ勿論、教育、衛生、社會施設等、萬般ノ廣範圍ニ於テ熱心審議中アルカラ、此結果ニ依テ考慮スベキモノト思フ、又沖繩縣、鹿兒島縣ノ大島郡ニ付テハ、今日マデ相當ニ考慮施設シテ、黑糖ニ關シテ等ハ特別ニ施設シテ居ルガ、尙ホ今後ノ振興計畫等ニ付テモ考慮中デアリ、右ノ如ク政府ハ深ク關心ト同情ヲ有スル次第ナルモ、唯地租ノ稅率ニ關シテノミハ、全國一律ト爲シタル建前上、他地方トノ關係上遺憾ナガラ贊意ヲ表シ難イト云フ、政府ノ答辯デアッタノデアリマス、此外多少ノ應答モアリマシタケレドモ、是ダケニ止メテ置キマス、是ヨリ討論ニ入ッタノデアリマスガ、東北方面ニ對シ、殊ニ松岡君ヨリ此提案賛成ノ趣旨ヲ述ペラレタノデアリマス、其要旨ハ、政府ハ東北地方ノ實情全ク他地方ト越キラ異ニスルコトヲ認メテ調査中ナル程、ソレ程同情スベキ實情ニアルヲ、此儘何時終了スルヤモ知レヌ調査會ノ結果ニ俟ツトハ、既ニ種々ノ事業ガ政治ニ依テ解決スルモノナリト明ニ自覺シタル所ノ東北人民ニ對シテ、遂ニ政治ニ志シテモ駄目ダト云フガ如キ惑ヲ抱カシメルコトハ、思想困難ノ今日ニ於テ殊ニ大ナル關心ヲ持テナケレバナラヌノデアル、文部省ニ於テモ特別施設ヲ爲シ、内務、農林各省モ、皆ソレゾレ特別ナル施設ヲ爲サネバナラヌト云ニスルコトガ宜カラウト云フ動議ガ出來タノデアリマス、詰リ修正案デゴザイマス、ウテモ、此二案ヲ一案ニ、詰リ五案ヲ一案ニスルコトガ宜カラウト云フ動議ガ出來タノデアリマス、詰リ修正案デゴザイマス、ソレハ斯ウ云フヤウニ修正スル譯デアリマス、本院ニ於テ五案ヲ併合シテ一案ト爲シ、表題ヲ「地租法中改正法律案」トシ、別紙ノ如ク修正スルト云フ譯デアリマスガ、其修正ハ唯形式デアリマスガ、「第十條ニ左ノ但書ヲ加フ、但シ青森縣、岩手縣、宮城縣、秋田縣、山形縣、福島縣、北海道、沖繩縣及鹿兒島縣大島郡ハ百分ノ二・六トス」斯ウ一案ニ致シタノデアリマス、是モ全會一致テ可決セラレタノデアリマス、右大要御報告致シマス（拍手）

○議長(秋田清君) 質疑ノ通告ハアリマセヌ、討論ノ通告順ニ依テ發言ヲ許シマス
○川口義久君

(川口義久君登壇)

委員長報告ニ對シテ、全然贊成ノ意見ヲ述べントスル者デアリマス、簡單ニ申上ゲテ御清聽ヲ煩ハシタイト思ヒマス
私ハ關東ノ者デアリマスガ、東北地方ト中部日本及關南西地方ト比較シテ見マスルト、極メテハッキリト相違ガアルコトヲ認メルノデアリマス、同一日本ノ中デアリナガラ、ソレモ高山地帶デ、モアテ、人間ノ住ムノニ甚ダ不適當デアルト云フノナラバマダシモ、住民ノ適地トシテ現ニ多數ノ人々ノ生活シテ居ル平野部ガ、數尺乃至丈餘ノ積雪ノ下ニ冬ノ籠リヲシテ居ル所ノ、東北及北海道地方ノ光景ヲ見テハ、洵ニ同情ニ堪ヘナイノデアリマス、(拍手)熱心ニ雪害ヲ説ク松岡君デナクテモ、直チニ中部日本ノ各地又ハ關南西ノ同胞ト相較ベテハ、甚シク生活上ノ困難ヲ認メルノデアリマス、全國ノ町村ノ中デ制限外課稅ノ甚シイ地方ハ何處デアルカト申シマスルト、東北地方受タル地方ニ産業ノ發展ヲ望ムコトノ出來ナイノハ、是ハ當然デアリマス、足一度上野驛ヨリ白河ノ關ヲ越エテ、會津、奥羽、南部地方ニ參リマスルト、産業及文化的施設貧弱ニシテ、語ルニ足リマセヌ、寧ロはガ文明人カト思ハシムル程、關西地方ニ比較シテハ貧弱ナルモノデアリマス(拍手)警視廳管内ノ賣笑婦ノ出身地ヲ調べテ見マスルト、制限外課稅地デアル東北地方ノ者ガ極端ニ多イト云フ事實ハ、實ニ社會問題デ

アリ、深ク考慮ヲ拂フ必要ガアルト思フノデアリマス、私ハ右ノ諸點ノ由ヲ起ル原因ヲ、高處大處カラ見マスルト、明治維新當時ノ種々ナル事情ハ一切之ヲ抜キマシテ、御清聽ヲ煩ハシタイト思ヒマス
唯ノ産業トシテ居ルノト、ソレカラ養蠶ニシマシテモ、二回以上ニ瓦ラテ之ヲ飼育スルコトノ出來ナイ、是ガ大ナル貧弱ノ理由ニナルト思ヒマス、更ニ東北地方ヘ御承知ノ通り、櫻先カラ直グ或ハ裏庭カラ直グニ在ル所ノアノ山林ガ、殆ド大部分ハ國有林ニナラニ居ルノデアリマス、是モ東北地方ガ振ハナイ大ナル原因デアルト私ハ信ジテ居リマス(拍手)
時局匡救費ノ約半分ガ東北地方ニ費サレタト云フコトハ、私ハ東北地方ガ其匡救ヲ必要トスルト云フコトヲ物語テ居ルト思ヒマス、併シ此時局匡救ト云フモノハ、要スルニ唯一時のノモノデアリマス、將來東北ノ人ガ他ノ地方ト同ジヤウニ、足竝ヲ捕へテ進ムノニハ、茲ニ時局匡救ノ外ニ更ニ何カノ方法ヲ講ジナケレバナラヌト、私ハ信ジテ居リマス(拍手)沖繩縣、鹿兒島縣ノ大島郡ニ付テモ、事情ハ違ヒマス、ケレドモ、教濟ヲ必要トスルコトニ於テハ同斷デアリマス、私ハ嘗テ沖繩縣ニ參タコトモアリマスガ、アノ限ラレタル狭イ土地、而モ地積甚ダ貧弱ニシテ、農業ニ適シナイ處デアッテ、カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス
○議長(秋田清君) 小池仁郎君
○小池仁郎君 簡單デアリマスカラ、自席カラ發言ノ御許シヲ願ヒマス
○議長(秋田清君) 許可致シマス
○議長(秋田清君) 私モ贊成ノ意ヲ表シタイデアリマス、吾々國民同盟ハ、疲弊困憊セル農村教濟ノ爲ニ、二箇年ノ耕作專用地ニ關スル地租全免ノ法律案ハ別ニ出シテアリマス、併シ只今議題ニナリマシタノハ、東北六縣及北海道並ニ沖繩縣、鹿兒島縣ノ一部、之ニ對スル非常時ニ於テ地租課稅ノ稅率ヲ低減シヨウト云フコトデアリマス、東北、スル、地租ノ改正案ニ贊成ヲ致ス次第デアリマス、明治四十三年ニ宅地租ノ改正ヲ爲シ、昭和六年ニ於キマシテ田畠其他ノ地租價格ニ於テハ、他ノ方面ヨリ見テ高イノデノ改正ヲ致シマシテ、全國劃一ノ所謂稅率ヲ以テヤル制度ニ改メマシタノデアリマスガ、課稅ノ基礎ガ既ニ收入主義デアリ、貨價主義ヲ採テ、其收入ニ對シテ課稅ヲ擔ガ均等ニナルト私ハ信ジテ居ルノデアリ

マス、政治ノ惠澤ヲ萬民ニ浴セシムルト云フコトガ、政治ノ大眼目デナケレバナラヌト思フノデアリマス、若シ或ル特殊ノ階級一部ノ人ガ政治的ニ惠レナカタ場合ニハ、是等ノ人ニ對シテ政治ノ恩惠ニ浴セシムルノ方策ヲ講ズルノガ、吾々政治家ノ責任デアルト信ズルノデアリマス、今茲ニ特殊ノ人デナクテモ、特殊ノ地方ガ今日政治的ニ惠マレザル場合ニ於テ、此惠マレザル地方ニ對シテ、特別ノ施設ヲシテ、政治ノ恩惠ニ浴セシムルヤウニスルコトガ、吾々議員ノ當然ノ責任デアルト信ズルノデアリマス、議會ノ信用ノ爲メ、此法案ヲ滿場一致ヲ以テ通過セシムテ、而シテ民意ガ何處ニ在ルカト云フコトヲ、貴族院ノ諸公ニ知ラシムル必要ガアルト信ズルノデアリマス、(拍手)政府當局モ革斷ヲ以テ、本案ニ對シテ贊成セラレテ、東北ノ野カラ義民ノ起ルコトノナイヤウニスルノガ、議院政治ヲ守る吾々ノ責務デアルト信ズルノデアリマス、(拍手)ドウカ皆様ニ於カセラレマシテモ、此案ニ付テハ全會一致、大贊成ヲ願ヒタイノデアリマス(拍手)
○議長(秋田清君) 小池仁郎君
○議長(秋田清君) 許可致シマス
○議長(秋田清君) 私モ贊成ノ意ヲ表シタイデアリマス、吾々國民同盟ハ、疲弊困憊セル農村教濟ノ爲ニ、二箇年ノ耕作專用地ニ關スル地租全免ノ法律案ハ別ニ出シテアリマス、併シ只今議題ニナリマシタノハ、東北六縣及北海道並ニ沖繩縣、鹿兒島縣ノ一部、之ニ對スル非常時ニ於テ地租課稅ノ稅率ヲ低減シヨウト云フコトデアリマス、東北、北海道ノ雪害ニ對シテハ、既ニ皆様ノ御承知ノ通り、事實ガ之ヲ明瞭ニ物語テ居リマス、又沖繩縣、鹿兒島縣大島郡ノ如キハ、ス、又沖繩縣、鹿兒島縣大島郡ノ如キハ、カウガ、東カラ吹カウガ、南北カラ風害ガ

アラウガ、是ハ免レルコトノ出來ナイ土地 デアルト云フコトモ、亦明瞭ナル事デアリ マス、隨テ地租ノ率ヲ輕減スルコトハ、當 然ノ歸結デアルヤウニ確信シテ居ルノデア リマス、隨テ本案ニ賛成ヲ致シマス、簡単 ニ其意思ヲ表明シテ置キマス（拍手）	第三十〇繰上ゲ上程シ、其審議ヲ進メラレ ンコトヲ望ミマス
○議長（秋田清君） 委員長報告ハ五案ヲ併 合シテ一案トシ、修正議決シタモノデアリマ ス、五案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマ セヌカ	○議長（秋田清君） 上田君ノ動議ニ御異議 アリマセヌカ
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）	（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ ス、五案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ	○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——日程 第二十九及第三十八同一委員ニ付託シタル 議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議 アリマセヌカ
○上田孝吉君 直チニ五案ノ第二讀會ヲ開 キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通 リ可決セラレンコトヲ望ミマス	（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
○議長（秋田清君） 上田君ノ動議ニ御異議 アリマセヌカ	○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ ス、日程第三十二、水產會法中改正法律案、 右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委 員長ノ報告ヲ求メマス——委員長鈴木英雄 君
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）	（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ ス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開キ、議案全部 ヲ議題ト致シマス	（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
地租法中改正法律案 第二讀會（確定議） 地租法中改正法律案 第二讀會（確定議） 地租法中改正法律案 第二讀會（確定議）	第三十 水產會法中改正法律案（小 池仁郎君提出）
地租法中改正法律案 第二讀會（確定議） 地租法中改正法律案 第二讀會（確定議） 地租法中改正法律案 第二讀會（確定議）	第一讀會ノ續（委員長報告）
英雄君外三名提出	第一讀會ノ續（委員長報告）
第一讀會ノ續（委員長報告）	（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
第一讀會ノ續（委員長報告）	○議長（秋田清君） 只今ノ委員長報告ハ兩 案ヲ併合シテ一案ト爲シ、修正議決シタモ ノデアリマス、兩案ノ第二讀會ヲ開クニ御 異議アリマセヌカ
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）	（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ ス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ	○議長（秋田清君） 只今ノ委員長報告ハ兩 案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ
（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）	（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
○議長（秋田清君） 別ニ御異議モアリマセ ヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り 可決確定致シマシタ（拍手）	○議長（秋田清君） 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開 キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り 可決セラレンコトヲ望ミマス
○上田孝吉君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ 提出致シマス、即チ此際、日程第二十九及	○議長（秋田清君） 上田君ノ動議ニ御異議 アリマセヌカ
スヘキモノト議決致候此段及報告候也	（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
昭和八年二月二十四日	（「異議ナシ」ト呼フ者アリ）
衆議院議長秋田清殿	第三十〇繰上ゲ上程シ、其審議ヲ進メラレ ンコトヲ望ミマス
委員長 鈴木 英雄	第三十〇繰上ゲ上程シ、其審議ヲ進メラレ ンコトヲ望ミマス
（別紙）	第三十〇繰上ゲ上程シ、其審議ヲ進メラレ ンコトヲ望ミマス
水產會法中左ノ通改正ス 第十六條第二項中「第四號、第七號及第 八號」ヲ「第四號及第七號」ニ改ム	水產會法中左ノ通改正ス 第十六條第二項中「第四號、第七號及第 八號」ヲ「第四號及第七號」ニ改ム
第二十一條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ ス、日程第二十九、水產會法中改正法律案、 右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、 委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長鈴木英雄 君	第二十一條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ ス、日程第三十二、水產會法中改正法律案、 右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、 委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長鈴木英雄 君
生セス	生セス
第二十六號第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加 ヘ同條第三項中「前項」ヲ「前項」ニ、「徵收 金ニ次クモノトス」ヲ「徵收金ニ次キ其ノ 時效ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル」ニ改 ム	第二十六號第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加 ヘ同條第三項中「前項」ヲ「前項」ニ、「徵收 金ニ次クモノトス」ヲ「徵收金ニ次キ其ノ 時效ニ付テハ市町村稅ノ例ニ依ル」ニ改 ム
市町村力前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ 三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セス又ハ 九十日以内ニ其ノ完了セサルトキハ會 長ハ地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ處分ス ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第百 十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス	市町村力前項ノ請求ヲ受ケタル日ヨリ 三十日以内ニ其ノ處分ニ著手セス又ハ 九十日以内ニ其ノ完了セサルトキハ會 長ハ地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ處分ス ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村制第百 十一條第一項及第四項ノ規定ヲ準用ス
（鈴木英雄君登壇）	（鈴木英雄君登壇）
○鈴木英雄君 只今上程致サレマシタル水 產會法中改正法律案外一件ノ、委員會ノ經 過並ニ結果ヲ御報告申上げマス、委員會ニ 付託サレマシタ所ノ此兩案ハ、全ク同一ノ 內容ヲ有テ居ルモノデアリマス、其改正 セントスル所ノ要點ハ、役員及議員ノ選任 及解任ニ付キマシテハ、會員又ハ議員以外 ノ者ヨリ選任スル場合ヲ除キマシテハ、行 政官廳ノ認可ヲ要セヌコトニスルコト、又 此組合ノ經費及過怠金ノ滯納ノアリマス場 合ニ、水產會ノ會長モ滯納處分ヲスルコト ガ出來得ルヤウニスルト云フ改正デアリマ ス	○議長（秋田清君） 別ニ御發議モアリマセ ヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り 可決確定致シマシタ（拍手）日程第十一乃至 第十四ハ同種議案ナルニ依リ、一括議題ト 爲スニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」と呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十一、助産師法案、日程第十二、産師法案、日程第十三、産師法案、日程第十四、産師法案、右四案ヲ一括シテ明ヲ許シマス——日程第十一、提出者野中徹也君

第三條 助産師試験ハ地方長官之ヲ擧行

受ケサル者ニ姪婦、産婦、婿婦又ハ胎兒、初生兒ノ取扱ヲ專任スルコトヲ得ス

第一讀會

第四條 助産師試験ハ高等女學校卒業者

方廳ニ助産師名簿取消ノ登錄ヲ願出テス、又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ二箇年以上助産ニ必要ナル學術ヲ修業シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第一讀會

第五條 地方長官ハ助産師試験ヲ受ケム

トスル者又ハ助産師名簿ニ登錄ヲ願出ツル者ニシテ試験又ハ登錄ノ以前墮胎ノ罪、助産師ノ業務ニ關スル罪其ノ他禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違反シタル者ナルトキハ試験又ハ登錄ヲ受ケシメサルコトヲ得

第一讀會

第六條 地方長官ハ助産師試験ニ關スル規程ニ違反シタル者アルトキハ其ノ試験ヲ無効トスルコトヲ得若已ニ登錄ヲ受ケタルトキハ其ノ登錄ヲ取消スコトヲ得

方廳ニ助産師名簿取消ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ地方法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ地方長官ニ助産師名簿取消ノ登錄ヲ願出ツルヘシ

第一讀會

第七條 助産師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス業務上學位、稱號ヲ除ク外其ノ技術又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第八條 助産師廢業シタルトキハ二十日以内ニ地方長官ニ助産師名簿取消ノ登錄ヲ願出ツルヘシ

前項ノ登錄ヲ爲ササル者ハ助産師ノ業務ヲ爲スコトヲ得ス

第一讀會

第九條 助産師ハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

方廳ニ助産師名簿取消ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ地方法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ地方長官ニ助産師名簿取消ノ登錄ヲ願出ツルヘシ

第一讀會

第十條 助産師ハ姪婦、產婦、婿婦又ハ胎兒、初生兒ニ異常アリト認ムルトキハ醫師ノ診療ヲ請ハシムヘシ自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ス但シ臨時救急手當ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第十一條 助産師ハ姪婦、產婦、婿婦又ハ胎兒、初生兒ニ對シ外科手術ヲ行ヒ產科機械ヲ用キ薬品ヲ授與シ又ハ之カ脾帶ヲ切り洗腸ヲ施スハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第十二條 助産師ハ助産師名簿ニ登錄ヲ受ケタルトキハ其ノ登錄ヲ取消スコトヲ得ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第十三條 助産師ハ自ラ検案セスシテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第十四條 助産師ニシテ墮胎ノ罪、助産師ノ業務ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ地方法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ地方長官ニ助産師名簿取消ノ登錄ヲ願出ツルヘシ

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第十五條 地方長官ハ助産師ノ業ヲ禁止シ又ハ停止シタル後本人ノ行狀ニ依リ其ノ禁止又ハ停止ヲ解除スルコトヲ得

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第十六條 助産師ニシテ三箇年間其ノ業ヲ營マサルトキ又ハ瘋癲、白痴又ハ發疾トナリ其ノ業ヲ營ムニ堪ヘスト認ムルトキハ地方長官ハ助産師名簿ノ登錄ヲ取消スコトヲ得

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第十七條 助産師名簿ノ登錄、登錄ノ取消登錄事項ノ訂正並助産師業ノ禁止又ハ停止及其ノ解除ハ地方長官之ヲ告示ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第十八條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第十九條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第二十條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第二十一條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第二十二條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第二十三條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第二十四條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第二十五條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第二十六條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第二十七條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第二十八條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第二十九條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第三十條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第三十一條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第三十二條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第三十三條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第三十四條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

第一讀會

第三十五條 左ニ掲タル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ登錄ヲ願出ツル者ニシテ墮胎ノ罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルヘキ罪ヲ犯シタルトキハ自ラ検案書ヲ交付スルコトヲ得ス

五 第九條乃至第十三條ニ違反シタル者

第十九條 第七條第四項第八條第二項ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十條 本法ニ依リ地方長官ノ爲シタル處分ニ對シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

附 則

第二十一條 本法施行期日ハ勅令ヲ以テ定ム

第二十二條 本法施行以前ニ産婆名簿ニ登録規則ハ之ヲ廢止ス

第二十三條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第二十四條 地方長官ハ助産師ニ准地ニ限り當分ノ内出願者ノ履歴ニ依リ業務ノ地域及一定ノ期間ヲ限リ助産師ノ業ヲ免許スルコトヲ得

第二十五條 従來内務大臣ヨリ指定セラレタル産婆學校ハ本法施行ト同時ニ更

第一條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第二條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第三條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第四條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第五條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第六條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第七條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第八條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第九條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第十條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第十一條 本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス

第三條 聾者、啞者、盲者又ハ精神病者ニ對シテハ產師ノ免許ヲ爲スコトヲ得

墮胎ノ罪其ノ他產事ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ對シテ

ハ產師ノ免許ヲ爲サザルコトアルベシ

第四條 產師ハ妊娠、產婦、婦婦又ハ胎兒、生兒ニ異常アリト認ムルトキハ直ニ醫師ノ診療ヲ請ハシムベシ自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ズ但シ臨時應急ノ處置ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 產師ハ自ラ臨產又ハ檢案セズシテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ズ

第六條 產師ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ業務上技能、經歷又ハ命令ノ定ムル事項ノ廣告ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 產師ハ產簿ヲ備へ七年間之ヲ保存ス

第八條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スベシ

第九條 產師ハ土地ノ狀況ニ依リ郡市區產師會ヲ設立スルコトヲ得

第十條 產師ハ内務大臣之ヲ行フ但シ第ノ業ヲ爲シタル者又ハ第四條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス業務停止中ノ產師ニシテ助產ノ業ヲ爲シタル者亦同ジ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム本法施行前產婆名簿ニ登錄セラレタル者ハ本法ニ依リ產師ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期限ヲ定メテ假ニ產婆ノ業ヲ免許セラレタル者ハ本法施行後ト雖尙其ノ效力ヲ有シ且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得ズ

本法施行前產師會ニ該當スル者ニ對シテハ產師ノ免許ヲ爲スコトヲ得ズ

本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登錄ヲ受クル資格ヲ有スル者及本法施行五年内ニ從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登錄ヲ受クル資格ヲ得タル者ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ產師ノ免許ヲ受クルコトヲ得

本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登錄ヲ受クル資格ヲ有スル者及本法施行五年内ニ從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登錄ヲ受クル資格ヲ得タル者ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ產師ノ免許ヲ受クルコトヲ得

本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登錄ヲ受クル資格ヲ有スル者及本法施行五年内ニ從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登錄ヲ受クル資格ヲ得タル者ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ產師ノ免許ヲ受クルコトヲ得

本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登錄ヲ受クル資格ヲ有スル者及本法施行五年内ニ從前ノ規定ニ依リ產婆名簿ニ登錄ヲ受クル資格ヲ得タル者ハ第二條ノ規定ニ拘ラズ產師ノ免許ヲ受クルコトヲ得

第一條 產師法案
附則

產師法案
附則

第九條 產師第三條第一項ニ該當スルトキハ其ノ免許ヲ取消スベシ

產師墮胎ノ罪其ノ他業務ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ免許ヲ取消シ又ハ期間ヲ定メテ業務ノ存スベシ

第十條 產師ハ内務大臣之ヲ行フ但シ第ノ業ヲ爲シタル者又ハ第四條乃至第七條ノ規定ニ違反シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス業務停止中ノ產師ニシテ助產ノ業ヲ爲シタル者亦同ジ

第二條 產師タラントスル者ハ二十歳以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス

一 高等女學校卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者ニシテ内務大臣ノ指定シタル產師學校ヲ卒業シタル者

上ノ學力ヲ有スル者ニシテ内務大臣ノ指定シタル產師學校ヲ卒業シタル者

三 外國ノ產師學校ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ產師免許ヲ受ケタル者ニシテ命令ノ規定ニ該當スル者

四 產師試験ニ合格シタル者

五 產師試験ハ内務大臣之ヲ行フ

六 產師試驗ハ法人トス命令ノ定ムル所ニ設立スルコトヲ得

七 產師會ハ法人トス命令ノ定ムル所ニ設立スルコトヲ得

八 產師會ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

九 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ產事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

十 產師會ニ外產師會ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

十一 產師會ハ法人トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十二 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ產事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

十三 產師會ニ外產師會ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

十四 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ產事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

十五 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ產事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

十六 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ產事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

十七 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ產事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第七條 產師ハ產簿ヲ備へ七年間之ヲ保存スベシ

第八條 產師ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

九 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十一 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十二 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十三 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十四 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十五 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十六 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十七 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十八 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

十九 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

二十 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

二十一 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

二十二 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

二十三 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

二十四 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

二十五 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

二十六 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

二十七 產師會ハ法トス命令ノ定ムル所ニ依リ道府縣產師會ヲ設立スルコトヲ得

ハ本法ニ依リ産師ノ免許ヲ受ケタルモノ
ト看做ス

本法施行前地方長官ヨリ業務ノ地域及期
限ヲ定メテ假ニ産婆ノ業ヲ免許セラレタ
ル者ハ本法施行後ト雖尙其ノ效力ヲ有シ
且其ノ有效期限ハ申請ニ依リ之ヲ更新ス
ルコトヲ得

本法施行ノ際從前ノ規定ニ依リ産婆名簿ニ
登録ヲ受クル資格ヲ有スル者及本法施行後
五年内ニ從前ノ規定ニ依リ産婆名簿ニ登録
ヲ受クル資格ヲ得タル者ハ第二條ノ規定
ニ拘ラズ産師ノ免許ヲ受クルコトヲ得

〔野中徹也君登壇〕

○野中徹也君 簡單ニ只今提出致シマシタ
助産師法案ノ提出ノ理由ヲ申上ゲマス、御
承知ノ如ク現在施行セラレテ居リマス所ノ
産婆規則ナルモノハ、明治三十二年ニ制定
セラレタモノデゴザイマス、其後我ガ學界
ニ於キマスル所ノ醫術、醫學ノ進歩ハ、洵
ニ著シカアリマシテ、先進國デアリマスル
所ノ獨逸ノ壘ヲ摩スルト言ウテモ、差支ナイ
狀態デアリマス、隨テ此醫學、醫術ヲ規律
致シマスル所ノ産婆規則ガ、幾多ノ點ニ缺
陷ヲ生ジタ云フコトハ、是ハ已ムヲ得ザ
ル狀態デゴザイマス、仍テ本員ハ此缺陷ヲ
生ジテ居リマス所ノ産婆規則ヲ、此際是非
改正致シマシテ、現在ノ實情ニ適應セシム
ジマシテ、本案ヲ提出致シマシタ譯デアリ
マス、而シテ本案ノ現在ノ施行規則ト違テ居
リマスル最モ重大ナル點ハ、ニツデアリマ
ス、一つハ即チ産婆ト云フ名前ヲ改メマシ
テ、助産師ト致シタノデアリマス、此産婆
ナル言葉ハ、日本ノ言葉カラ見マスル時ニ

於キマシテハ、洵ニ理由ノナイ言葉デアリ
マス、即チ産ト云フ言葉ハ自動詞デアリマ
ス、産ムト云フ言葉ハ自動詞デアリマス、
職業ヲ持テ居ル者ハ、即チ産ム者ニ非ザル
ガ故ニ産マシムルト云フ意味合カラ、助產
ト云フ言葉ガ最モ此職業ニ相應シト信ジ
マシタガ故ニ、産婆規則ト云フ所ノ名前ヲ
改メマシテ、助產師法案ト致シタ次第デゴ
ザイマス、次ニ此法案ノ特色ハ、今日ニ於テ
ハ緊急ナル場合ニ、屢々皮下注射其他ノ所謂
醫療ヲ加ヘル所ノ實狀ヲ、私共ハ實見シテ居
ルノデアリマスガ、都會ニ於キマスル所ノ有
産家デアルナラバ別デアリマスルガ、田舎ニ
於キマスル所ノ通常ノ家庭ニ於キマシテハ、
先づ醫者ニ掛カルヨリ前ニ、出產ニ際シマ
シテハ産婆ヲ呼ビマシテ、其産婆ガ產ヲ
取上ゲルノデアリマス、其取上ゲル時ニ、
異常妊娠或ハ異常出產ノ場合ニ於キマシテ、
醫師ヲ呼ブ時間ノナイ、或ハ呼ブノニ餘リ
時間ヲ要スルト云フヤウナコトガ間々アル
ノデアリマス、斯様な場合ニ若シモ現在ノ
法律ノ儘ニ致シテ居リマシテ、所謂皮下注
射ノ如キ、或ハ簡單ナル手術ノ如キヲ許ス
コトガナカクナラバ、或ハ吾々ノ同胞、或
ハ吾々ノ仲間デアリマスル所ノ母子ト云フ
者ハ、不幸ニシテ死ナ、ケレバナラヌト云
フ運命ニ、遭遇シナイトモ限ラヌノデアリ
マス、否實情ニ於キマシテ吾々ハ屢々其狀
態ヲ聞イテ居ルノデアリマス、故ニ斯様ナ
ジシテ、相當ノ藥物學的ノ經驗ヲ有チ、知
悉ヲ有チマスル所ノ人ニ、緊急ナル場合ニ
皮下注射ノ如キヲ許スコトガ最モ適切ニシ

テ、現状ニ適應シテ居ルノデハナイカト信
ズルノデアリマス、故ニ私共ハ此法案ヲ提
出シタノデアリマスルガ、併シ此法案ノ實
施ヲ見テモ、直チニ現在ノ産婆又ハ醫師ノ
領域ヲ侵スモノデハナイト云フコトハ明ニ
致シテ居リマス、何故トナレバ、本案ノ所
謂皮下注射其他ノモノヲ爲サンタル所ノ
人ハ、一定ノ講習ヲ受ケ、一定ノ試験ヲ受
ケマシテ、相當ノ學識ト經驗ヲ有スル者デ
アルト云フコトヲ、認定セラレタ者ニ對シ
テ許サレルノデアリマス、斯様ナ實情ニ適
シタ所ノ本案デアリマスルカラ、何卒各員
ニ於カレマシテハ、慎重審議ノ上ニ可決セ
ラレントコトヲ切望致シマシテ、簡單ナガラ
本案ノ趣旨辯明ヲ致ス次第デゴザイマス
○議長(秋田清君) 日程第十二、提出者土
屋清三郎君

〔土屋清三郎君登壇〕

○土屋清三郎君 提案者一同ニ代リマシテ、
助產師法案提案ノ理由ヲ簡單ニ申上ゲマス、
此案ハ去ル五十九議會ニ於キマシテ、各派
同志ノ共同提案ニ依リマシテ、滿場一致本
院ヲ通過致シタノデアリマス、隨テ野方次
郎君、山道襄一君等カラ只今提案サレテ居
リマスルモノト、全然同一デアリマシテ、
野中徹也君等ノ案トハ其内容ニ於テ、其精
神ニ於テ、著シイ相違ナルモノデアリマ
ス、本案ノ重要ナル點ハ、第一ニ産婆ノ現
在ノ教育ノ程度ヲ高メテ、高等女學校卒業
若クハソレ以上ノ者ニシテ、産婆ノ教育ヲ
受ケタ者デナケレバ、産婆ノ試験ヲ受ケル
場合ニ於キマシテハ、今日ノ所謂産婆ニ非
ズシテ、相當ノ藥物學的ノ經驗ヲ有チ、知
悉ヲ有チマスル所ノ人ニ、緊急ナル場合ニ
皮下注射ノ如キヲ許スコトガ最モ適切ニシ

依テ公衆衛生ノ上ニ貢獻サセヨウト云
ノデアリマス、産婆規則ハ御承知ノ通り只
活動ヲ公認サレテ居ルニ拘ラズ、同ジ衛生
公衆衛生ノ爲ニ勤イテ居ル所ノ醫師、歯科
醫師、藥劑師、獸醫師等ニ付キマシテハ、ソ
レゾレ法律ニ依テ身分職能竝ニ其團體的
ニ堪ヘナイト存ジマシタカラ、茲ニ吾々ハ
ルト云フコトハ、國民衛生ノ上ニ沟ニ遺憾
協力團體デアル所ノ産婆ガ、之ニ遅レテ居
来テ居ルモノデアリマシテ、産婆ト同ジク
人ハ、一定ノ講習ヲ受ケ、一定ノ試験ヲ受
ケマシテ、相當ノ學識ト經驗ヲ有スル者デ
アルト云フコトヲ、認定セラレタ者ニ對シ
テ許サレルノデアリマス、斯様ナ實情ニ適
シタ所ノ本案デアリマスルカラ、何卒各員
ニ於カレマシテハ、慎重審議ノ上ニ可決セ
ラレントコトヲ切望致シマシテ、簡單ナガラ
本案ノ趣旨辯明ヲ致ス次第デゴザイマス
○議長(秋田清君) 日程第十三、提出者野
方次郎君

〔發言スル者アリ〕

○議長(秋田清君) 謹肅ニ
○野方次郎君 (續) 只今土屋君ニ依テ大
體ハ述ベラレテ居リマスガ、私ハ産婆ノ社會
的地位ヲ高メ、其教養ヲ進メルト云フコトハ、
少クモ家庭ニ出入シテ、產前產後ニ於テ主
婦ニ接近スルガ故ニ、家庭ノ所謂衛生指導
者トシタイト云フ考カラデアリマス、尙ホ
教育方面カラ見マシテモ、今日ノ我國ノ義
務教育、幼稚園教育デハ遲イ、英國ノ小兒教
育モ遲イ、ドウシテモ胎内教育ガ必要デアル
テ又産婆ノ團體ヲ公ケニ認メテ、其活動ニ
之ヲ以テ思想惡化ヲ防グ、是ハ所謂心理學、

教育學、胎生學ヲ教ヘル必要ガアルト存ジマス、此意味ニ於キマシテ、ドウゾ滿場ノ諸君ハ、御協賛ヲ賜ハランコトヲ願ヒマス（拍手）

○議長（秋田清君） 日程第十四、提案賛成者後藤亮一君

〔後藤亮一君登壇〕

○後藤亮一君 只今上程サレテ居リマスル產師法ノ提案ノ理由ニ付テ、簡單ニ説明致シマス

〔發言スル者多シ〕

○後藤亮一君（續） 静肅ニ

○後藤亮一君（續） 本案ハ只今土屋清三郎君及野方次郎君ニ依シテ説明ヲサレマシタルト、同様ノ趣旨ニ依シテ提案ヲ致シタモノニアリマス、ドウカ滿場ノ御賛成ヲ御願致シマス（拍手）

○上田孝吉君 日程第十一乃至第十四ノ四案ハ、一括シテ荒川五郎君外六十六名提出、少年教護法案外三件ノ委員ニ併セ付託セラレントヲ望ミマス

○議長（秋田清君） 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十五及第十六ハ同種議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第十五、地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案、日程第十六、地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會

ヲ開キマス、順次提出者ニ趣旨辯明ヲ許シマス——日程第十五、提出者金光庸夫君

諸君ハ、御協賛ヲ賜ハランコトヲ願ヒマス（拍手）

第十五 地方鐵道及軌道ニ對スル地方

稅免除ニ關スル法律案（本多貞次郎君外三名提出）

第一讀會

地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案

地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案（鵜澤宇八君）

第一讀會

地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案

地方鐵道及軌道ニ對スル地方稅免除ニ關スル法律案

第一讀會

固定セシムルノミナラズ、相當ナル收益ヲ見ルニ至ルマデハ、實ニ長年月ヲ經過致シテ參ルノデアリマス、此間ニ於ケル事業經營上ノ苦心ハ、到底他ノ一般企業ニ比スペ

キモノデハアリマセヌ、ソコデ政府ハ地方鐵道補助法ヲ制定シテ、地方鐵道ノ醸當ヲ補償致シマス、又鐵道軌道用地ノ地租ヲ免除シテ、其負擔ヲ輕減致シマス、若クハ都市計畫事業ニ於キマシテ、受益者負擔金ヲ免除シテ居リマス、又土地收用法ノ適用ヲ認メテ、事業ノ促進ヲ助長スル所以デアリ

マシテ、全會一致贊同アランコトヲ切望スル次第デアリマス（拍手）

○議長（秋田清君） 日程第十六——提出者

〔鵜澤宇八君登壇〕

○鵜澤宇八君 私共ノ提案モ、本多君等ノ提案ト殆ド同一デゴザイマス、簡單ニ趣旨ヲ申述ベマス、國有鐵道ハ本土ノ中樞ヲ貫通致シテ居リマス、若クハ大都市ヲ包容スル所ノ路線デゴザイマスカラ、相當ノ收益モ擧ゲラレルノデゴザイマス、然ルニ之ニ反シマシテ、地方鐵道ハ其名ヲ地方鐵道ト謂フガ如ク、地方ノ山間僻遠ノ土地ヲ買ヒマシテ、サウシテ開拓シタ所ノ鐵道デゴザイマスカラ、其收益モ甚ダ少イノデゴザイマス、實ニ地方鐵道ハ文化ノ先驅トシテ、產業ノ發展ニ貢獻セラレタ所ハ甚ダ少クナ

イノデゴザイマス、之ニ對シマシテ政府ハ地方鐵道ノ補助法ヲ設ケラレマシテ、年七百五十万圓ノ補給ノ下ニ地方鐵道ヲ保護シテ、其普及及發達ノ策ヲ講ゼラレテ居ル

ノデアリマス、殊ニ今日ハ自動車ガ異常ノ發達ヲ致シマシタカラ、鐵道ノ輸送ト云フモノガ著シク減少致シマシタ、故ニ其收益甚ダ少ナインゴザイマス、ソレガ爲ニ

此私設鐵道デ配當ヲ致ス會社ト云フモノハ殆ド稀レデアルト申シテ宜シイノデゴザイ

鐵道ノミノ收支計算ヲ申シマスナラバ、收支ノ償ハナイモノガ多イノデアリマス、鐵道バカリ經營シテ居リマス會社ニ就テ見マスレバ、大多數ノ會社ハ實ニ無配當ノ悲慘ナル状況ニ在ルノデアリマス、或ハ軌條ヲ撤去シテ解散スベシト云フ說モアル程ニアリシテ、其慘狀ハ實ニ見ルニ忍ビザルモノガアルノデアリマス、何卒此現狀ニ鑑ミニマシテ、全會一致贊同アランコトヲ切望スル次第デアリマス（拍手）

○議長（秋田清君） 日程第十六——提出者

〔鵜澤宇八君登壇〕

○鵜澤宇八君 私共ノ提案モ、本多君等ノ提案ト殆ド同一デゴザイマス、簡單ニ趣旨ヲ申述ベマス、國有鐵道ハ本土ノ中樞ヲ貫通致シテ居リマス、若クハ大都市ヲ包容スル所ノ路線デゴザイマスカラ、相當ノ收益モ擧ゲラレルノデゴザイマス、然ルニ之ニ反シマシテ、地方鐵道ハ其名ヲ地方鐵道ト謂フガ如ク、地方ノ山間僻遠ノ土地ヲ買ヒマシテ、サウシテ開拓シタ所ノ鐵道デゴザイマスカラ、其收益モ甚ダ少イノデゴザイマス、實ニ地方鐵道ハ文化ノ先驅トシテ、產業ノ發展ニ貢獻セラレタ所ハ甚ダ少クナ

イノデゴザイマス、之ニ對シマシテ政府ハ地方鐵道ノ補助法ヲ設ケラレマシテ、年七百五十万圓ノ補給ノ下ニ地方鐵道ヲ保護シテ、其普及及發達ノ策ヲ講ゼラレテ居ル

ノデアリマス、殊ニ今日ハ自動車ガ異常ノ發達ヲ致シマシタカラ、鐵道ノ輸送ト云フモノガ著シク減少致シマシタ、故ニ其收益甚ダ少ナインゴザイマス、ソレガ爲ニ

此私設鐵道デ配當ヲ致ス會社ト云フモノハ殆ド稀レデアルト申シテ宜シイノデゴザイ

マス、然ルニ府縣ニ於キマシテ、政府ガ保
護獎勵ヲ致シテ居リマスル此地方鐵道ニ對
シマシテ、軌道稅トカ、軌條稅トカフ所
ノ、地方稅ヲ賦課スルト云フコトハ、甚ダ
不當デアルト思フノデアリマス、到底地方
鐵道ハ此負擔ニ堪ヘ得ラレナイノデゴザイ
マスカラ、爾今此地方稅ト云フモノヲ免除
シテ吳レロト云フノガ、本案ヲ提出シタル理
由デゴザイマス、ドウゾ御贊成ヲ願ヒマス
(拍手)

○上田孝吉君 日程第十五及第十六ノ兩案
ハ、一括シテ安達謙藏君外一名提出、地租
ノ免除ニ關スル法律案外三件ノ委員ニ併
セ付託セラレンコト望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第十一
七、建築士法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提
出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス、提出者兒玉右
二君

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ前
條第一項第二號ノ規定ニ拘ラス建築士
タル資格ヲ有ス

二 帝國大學若ハ大學令ニ依ル大學ニ
於テ建築學ヲ修メタル工學博士

一 建築學ヲ修メタル工學博士

二 建築學ニ關スル實務ニ從事セル者又
ハ專門學校令ニ依ル專門學校ニ於テ
建築學ヲ修メ之ヲ卒業シ一年以上建
築ニ關スル實務ニ從事セル者

三 主務大臣ニ於テ前號ニ掲クル學校
ト同等以上ト認メタル學校ニ於テ建
築學ヲ修メ之ヲ卒業シ一年以上建築
ニ關スル實務ニ從事セル者

四 前各號以外ノ者ニシテ建築士試驗
委員ノ銓衡ニ依リ前二號同等ノ資格
アリト認メラレタル者

第五條 建築士ノ登錄ヲ受ケムトスル者
ハ登錄料トシテ二十圓ヲ納付スヘシ

第六條 建築士タラムトスル者ハ建築士
登錄簿ニ登錄ヲ受クルコトヲ要ス

第七條 建築士ノ登錄ヲ受ケムトスル者
ハ登錄料トシテ二十圓ヲ納付スヘシ

第八條 建築士ハ主務大臣ノ監督ニ屬ス

第九條 建築士本法ノ規定ニ違反シタル
トキ又ハ品位ヲ失墜スヘキ行爲若ハ
業務上不正ノ行爲ヲ爲シタルトキハ主
務大臣ハ建築士懲戒委員會ノ議決ニ依
リ之ヲ懲戒スルコトヲ得

第十條 建築士ノ懲戒處分ハ左ノ四種ト
ス

一 謹 資

二 千圓以下ノ過料

三 一年以内建築士ノ業務ノ停止

四 建築士ノ業務ノ禁止

第一條 建築士ハ建築士ノ稱號ヲ用ヒテ
建築ニ關スル設計、工事監督、相談、
調查、鑑定其ノ他ニ附隨スル事項ヲ
取扱フコトヲ業トルモノトス

第二條 左ノ條件ヲ具フル者ハ建築士タ
ル資格ヲ有ス

一 帝國臣民又ハ主務大臣ノ定ム所

第五條 建築士ハ自ラ左ノ業務ヲ營ミ又
ハ左ノ業務ヲ營ム者ノ使用人タルコト
ヲ得ス

二 建築士試驗ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

三 建築士試驗ニ合格シタルコト
建築士試驗ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

四 建築士ノ業務ノ禁止ノ處分ヲ受ケ
タル者但シ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨ
リ起算シ三年ヲ經過シ主務大臣ニ於
テ改換ノ情顯著ナリト認メタル者ハ
此ノ限ニ在ラス

第五條 建築士ハ自ラ左ノ業務ヲ營ミ又
ハ左ノ業務ヲ營ム者ノ使用人タルコト
ヲ得ス

二 建築士試驗ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

三 建築士試驗ニ合格シタルコト
建築士試驗ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

四 建築士ノ業務ノ禁止ノ處分ヲ受ケ
タル者但シ其ノ處分ヲ受ケタル日ヨ
リ起算シ三年ヲ經過法第二百六條乃至第二百
八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ付之ヲ準用
ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際迄引續キ一年以上建築ノ實
務ニ從事シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ五
年以内ニ出願シタルトキニ限り第二條第
一項第二號ノ規定ニ拘ラス建築士試驗委
員ノ銓衡ヲ經テ建築士タルコトヲ得
○兒玉右二君 自席ヨリ御許シヲ願ヒマス
○兒玉右二君 簡單ナラバ宜シウゴザ
イマス

○兒玉右二君 此案ハ五十九議會以來ノ懸
案デアリマシテ、五十九議會ニハ岡田忠彦
君ガ說明シテ、委員會ニマデ出タノデゴザ
イマスカラ、最早私ガ言フ必要ハナイヤウ
ニ思ヒマス、唯建築物法ナルモノガ制定サ
レマシテ、物ノ法律ガ出來タガ、人ノ法律
デアル建築士法ガ出來ナイコトハ、甚ダ片
手落デアルト云フコトハ、是ハ岡田君モ說
明セラレテ居ラヤウニ思ヒマス、私共ハ現
代ノ建築物ガ文明都市ノ美觀デアリ、或ハ
家屋ガ生命財産ノ基調デアルト云フコト
ハ、是ハ申ス迄モナイコトデアリマスカラ、
人格的、識見的ノ建築士法ナルモノガ制定
サレルコトガ、國家文明ノ要素デアルコト
ヲ申上ゲテ、之ヲ提案ノ理由ト致シマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、
仍テ勧議ノ如ク決シマシタ——日程第十八
乃至第二十八、便宜上一括議題ト爲スニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程第十八、森林法中改正法律案、
日程第十九、國立公園法中改正法律案、日
程第二十、史蹟名勝天然紀念物保存法中改
正法律案、右三案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開
キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——
提出者小林鑄君

第十八 森林法中改正法律案 (小林鑄
君外一名提出)

第一讀會

第十九 國立公園法中改正法律案 (小
林鑄君外一名提出)

第一讀會

第二十 史蹟名勝天然紀念物保存法中
改正法律案 (小林鑄君外二名提出)

第一讀會

森林法中改正法律案

第一讀會

第二十八條 保安林ノ編入ニ因リテ損害
ヲ受ケタル私人ハ通常生ズヘキ損害ニ
限リ政府ニ其ノ補償ヲ求ムコトヲ得

木竹ノ伐採ヲ禁止セラレタル保安林ノ
所有者カ前條ニ依ル施業又ハ保護ノ方
法ノ指定ニ依リ造林又ハ工事ヲ爲シタ
ルトキハ其ノ費用ハ前項ノ損害ト看做
ス

前二項ノ補償ニ付政府ハ保安林編入ニ
因リ特ニ利益ヲ受クル公共團體若ハ私
人ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシ
メ國稅徵收法ノ例ニ依リ之ヲ徵收スル
コトヲ得

第一項及第二項ノ補償金額ハ地方長官
ニ於テ地方森林會ノ議ニ付シ之ヲ決定
ス

第二十八條ノ二 木竹ノ伐採ヲ禁止セラ
レタル保安林ノ所有者又ハ立木竹若ハ
ハ立木竹若ハ土地ノ買收ヲ請求スルコ
トヲ得

前項ノ買收金額ハ地方長官ニ於テ地方
森林會ニ議ニ付シ之ヲ決定ス

第二十九條 第二十八條第四項ニ依ル政
府ノ補償金額又ハ前條第二項ニ依ル政
府ノ買收金額ニ付不服アル者ハ其ノ補
償金額又ハ買收金額ノ通知ヲ受ケタル
日ヨリ九十日以内ニ通常裁判所ニ出訴
スルコトヲ得

第二十八條第三項ニ依ル負擔ニ付不服
アル者ハ訴願ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ買收金額ハ地方長官ニ於テ地方
森林會ニ議ニ付シ之ヲ決定ス

第二十九條 第二十八條第四項ニ依ル政
府ノ補償金額又ハ前條第二項ニ依ル政
府ノ買收金額ニ付不服アル者ハ其ノ補
償金額又ハ買收金額ノ通知ヲ受ケタル
日ヨリ九十日以内ニ通常裁判所ニ出訴
スルコトヲ得

主務大臣ト損害ヲ被リタル私人トノ協
議ニ依リ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ
主務大臣鑑定人ノ意見ヲ徵シテ之ヲ決
定ス

前項ノ決定ニ對シテ不服アル者ハ其ノ
決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三月以内
ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ
場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ
出訴スルコトヲ得ズ

第十一條第六項中「第九條第四項」ヲ「第
九條ノ二第四項及第五項」ニ改ム

第十五條中「第九條第一項」ヲ「第九條」ニ
改ム

史蹟名勝天然紀念物保存法中改正法律
案

史蹟名勝天然紀念物保存法中左ノ通改正
ス

史蹟名勝天然紀念物保存法中左ノ通改正
ス

第四條第二項ヲ削ル

第四條ノ二 史蹟名勝天然紀念物ノ指定
ニ依リ損害ヲ受ケタル私人ハ通常生ズ
ヘキ損害ニ限リ政府ニ其ノ補償ヲ求ム
ルコトヲ得

政府ハ前項ノ補償ヲ爲サズシテ史蹟名
勝天然紀念物ニ指定セラレタル物及之
ト分離シ難キ物ヲ所有者ヨリ買收スル
コトヲ得

前二項ノ補償金又ハ買收金ニ付政府ハ
史蹟名勝天然紀念物ノ指定ニ依リ特ニ
利益ヲ受クル公共團體若ハ私人ヲシテ其
ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ
得

○小林鑄君 簡單ニ提案ノ趣旨ヲ説明致シ
マス、御承知ノ如ク、個人ノ森林ガ保安林ニ
編入サレマスト、現行森林法ノ第二十六
條、第二十七條ニ依リマシテ、非常ニ極端
ナル所有權ノ制限ヲ受ケマシテ、草ノ根、
木ノ根ヲ掘取ルコトマデ、地方長官ノ許可
ナクシテハ出來ナイノデアリマス、而モ極
メテ特殊ノ場合ノ外ハ、現行ノ森林法ニ於
テハ、此保安林ニ編入セラレタル森林ノ所
有者ニ對シテ、何等ノ補償ヲモシテ居ラナ
イノデアリマス、斯ノ如ク個人ノ所有權ヲ
制限シ、若ハ侵害シテ居ルノニ拘ラズ、國
家ガ何等ノ補償ヲシナイト云フコトハ、極
メアリマス(ヒヤー)而モ斯ル被害ヲ受
ケテ居ル所ノ國民ハ、極メテ多數デアルコ
トハ、諸君ノ既ニ御承知ノ所デアリマス、
私ハ斯ル不合理ノ規定ハ、一日モ早ク改メ
マシテ、出來ルダケ個人ノ損害ヲ補償シナ
ケレバナラヌト云フ趣旨ノ下ニ、此法律ノ
改正案ヲ提出スル所以デアリマス、即チ保
安林編入ニ依ル所ノ損害補償ハ、第一、禁
伐ト制限トニ限ラズ其直接ノ損害ニ限り、
政府ノ負擔トスルコト、シタイ、又此保安
林指定ニ依テ利益ヲ受クル所ノ地方公共
團體——或ハ私人ノ存スルコトモアリマス
ルカラ、斯ノ如キ場合ニハ、利益ヲ受クル
公共團體又ハ私人ニ、其全部又ハ一部ヲ負
擔サセルコトガ出來ル、第二ニハ禁伐保安
林所有者ハ、政府ニ買收ヲ請求スルコトガ
出來ル、第三ニハ補償ノ金額及買收金額
ハ、地方森林會ニ議決ニ依リ定ムルコト、
即チ金額ノ補償ヲスル以外ニ、場合ニ依フ
テハ、此森林ヲ政府ガ買取ルコトガ出來
ル、買收スルコトガ出來ルト云フ建前ノ下

〔小林鑄君登壇〕

ニ、此侵害セラレタル個人ノ權益ヲ、出來ル
ダケ補償シタイト思フノデアリマス
又國立公園法ハ、昭和六年ノ制定デアリ
マスルケレドモ、諸君モ御承知ノ如ク、第
八條ニ於テ、個人ノ所有權ガ極メテ高キ程
度ニ於テ制限サレテ居ルノデアリマス、唯
特別ナ行爲ノ禁止、或ハ制限、其他特別ノ
措置ヲ命ジタル場合ニノミ、僅カナル補償
ヲ許スニ過ギナインデアリマス、當時ハ國
立公園ノ美名ノ下ニ、自分ノ附近ガ國立公
園ニ編入サレルコトヲ、國民ハ輕々シク喜
ンダノデアリマスルケレドモ、其以後ニ於テ
ハ、此地域ニ編入サレタガ爲ニ、個人ノ
權利ガ侵害セラレテ、自分ノ家ノ隣ニ、
犬小屋ヲ造ルノデサヘ、主務大臣ノ許可
ヲ受ケナケレバナラヌト云フヤウナ、非
常ナル制限ヲ受ケテ、今ヤ寧ロ怨嗟ノ聲ガ
國民ノ間ニ高イノデアリマス(拍手)聞ク所
ニ依レバ、當時ノ委員會ニ於キマシテ、内
務大臣ハ、必ズ近キ將來ニ於テ此法律ノ改
正ヲシテ、斯ノ如キ損害ヲ補償スルカラ、
ドウカ今回ハ通シテ吳レヨト云フ意味ノコ
トヲ言明セラレテ、漸ク通タト云フコト
デアリマスルケレドモ、其以後何等ノ改正
案ガ出テ居ラナイノデアリマス

又史蹟名勝天然紀念物保存法ニ於テモ、
殆ド是ト同一ナル建前ノ下ニ、國民ノ權利
ヲ極メテ侵害シテ居ルコトハ、私ノ申ス迄
モナク諸君ノ御承知ノ所デアリマス、故ニ
是等ノ三ツノ法律ハ、同ジ基本觀念ト同ジ
建前ノ下ニ、速ニ改正ヲスルト云フコト
ガ、今日ノ急務デハナイカト考ヘタノデア
リマス、唯財源ノ點デアリマスルガ、聞ク
所ニ依リマスレバ、農林當局ニ於カセラレ
マシテモ、林野整備調査委員會ト云フモノ

ヲ設ケラレテ、國有林ノ或ル一部ヲ拂下ゲ
テ、年々七八百万圓ノ財源ヲ得ラレテ、之
ヲ以テ從來編入セラレタル保安林ヲ政府ニ
買上ゲルト云フ自論見サヘ、アルト云フコ
トハ、私ハ決シテ困難ナイト思フノデ
アリマス、故ニ一日モ早ク、何等ノ理由ナ
クシテ不當ニ個人ノ權利ヲ侵害スル所ノ現
行ノ法律ヲ改正スルコトガ、吾々議員ノ最
モ重大ナル義務デアルト思フガ故ニ、茲ニ
此法律ノ改正案ヲ提出シタ次第デアリマ
ス、ドウカ諸君ノ御贊同アランコトヲ御願
スル次第デアリマス(拍手)

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ」

○上田孝吉君 日程第十八乃至第二十ノ三

案ハ、一括シテ安達謙誠君外一名提出、町
村役場費臨時國庫補助法案外五件ノ委員
会、併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○上田孝吉君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此際日程第三十一ヲ綠
上ゲ上程シ、其審議ヲ進メラレンコトヲ望
ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議
アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ」

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——日程
第三十一、神都特別聖地計畫實施國營ニ關スル建議案ヲ議題ト致シマス、本案へ建議案
ノ設ケラレテ、國有林ノ或ル一部ヲ拂下ゲ
テ、年々七八百万圓ノ財源ヲ得ラレテ、之
ヲ以テ從來編入セラレタル保安林ヲ政府ニ
買上ゲルト云フ自論見サヘ、アルト云フコ
トハ、私ハ決シテ困難ナイト思フノデ
アリマス、故ニ一日モ早ク、何等ノ理由ナ
クシテ不當ニ個人ノ權利ヲ侵害スル所ノ現
行ノ法律ヲ改正スルコトガ、吾々議員ノ最
モ重大ナル義務デアルト思フガ故ニ、茲ニ
此法律ノ改正案ヲ提出シタ次第デアリマ
ス、ドウカ諸君ノ御贊同アランコトヲ御願
スル次第デアリマス(拍手)

スル建議案ヲ議題ト致シマス、本案へ建議案
ノ設ケラレテ、國有林ノ或ル一部ヲ拂下ゲ
テ、年々七八百万圓ノ財源ヲ得ラレテ、之
ヲ以テ從來編入セラレタル保安林ヲ政府ニ
買上ゲルト云フ自論見サヘ、アルト云フコ
トハ、私ハ決シテ困難ナイト思フノデ
アリマス、故ニ一日モ早ク、何等ノ理由ナ
クシテ不當ニ個人ノ權利ヲ侵害スル所ノ現
行ノ法律ヲ改正スルコトガ、吾々議員ノ最
モ重大ナル義務デアルト思フガ故ニ、茲ニ
此法律ノ改正案ヲ提出シタ次第デアリマ
ス、ドウカ諸君ノ御贊同アランコトヲ御願
スル次第デアリマス(拍手)

出者濱田國松君
第三十一 大神都特別聖地計畫實施國
營ニ關スル建議案(島田俊雄君外十
名提出)
大神都特別聖地計畫實施國營ニ關ス
ル建議案
大神都特別聖地計畫實施國營ニ關ス
ル建議案(島田俊雄君外十
名提出)

スル建議案ヲ議題ト致シマス、本案へ建議案
ノ設ケラレテ、國有林ノ或ル一部ヲ拂下ゲ
テ、年々七八百万圓ノ財源ヲ得ラレテ、之
ヲ以テ從來編入セラレタル保安林ヲ政府ニ
買上ゲルト云フ自論見サヘ、アルト云フコ
トハ、私ハ決シテ困難ナイト思フノデ
アリマス、故ニ一日モ早ク、何等ノ理由ナ
クシテ不當ニ個人ノ權利ヲ侵害スル所ノ現
行ノ法律ヲ改正スルコトガ、吾々議員ノ最
モ重大ナル義務デアルト思フガ故ニ、茲ニ
此法律ノ改正案ヲ提出シタ次第デアリマ
ス、ドウカ諸君ノ御贊同アランコトヲ御願
スル次第デアリマス(拍手)

スル建議案ヲ議題ト致シマス、本案へ建議案
ノ設ケラレテ、國有林ノ或ル一部ヲ拂下ゲ

出者濱田國松君
第三十一 大神都特別聖地計畫實施國
營ニ關スル建議案(島田俊雄君外十
名提出)
大神都特別聖地計畫實施國營ニ關ス
ル建議案
大神都特別聖地計畫實施國營ニ關ス
ル建議案(島田俊雄君外十
名提出)

スル建議案ヲ議題ト致シマス、本案へ建議案
ノ設ケラレテ、國有林ノ或ル一部ヲ拂下ゲ
テ、年々七八百万圓ノ財源ヲ得ラレテ、之
ヲ以テ從來編入セラレタル保安林ヲ政府ニ
買上ゲルト云フ自論見サヘ、アルト云フコ
トハ、私ハ決シテ困難ナイト思フノデ
アリマス、故ニ一日モ早ク、何等ノ理由ナ
クシテ不當ニ個人ノ權利ヲ侵害スル所ノ現
行ノ法律ヲ改正スルコトガ、吾々議員ノ最
モ重大ナル義務デアルト思フガ故ニ、茲ニ
此法律ノ改正案ヲ提出シタ次第デアリマ
ス、ドウカ諸君ノ御贊同アランコトヲ御願
スル次第デアリマス(拍手)

スル建議案ヲ議題ト致シマス、本案へ建議案
ノ設ケラレテ、國有林ノ或ル一部ヲ拂下ゲ

出者濱田國松君
第三十一 大神都特別聖地計畫實施國
營ニ關スル建議案(島田俊雄君外十
名提出)
大神都特別聖地計畫實施國營ニ關ス
ル建議案
大神都特別聖地計畫實施國營ニ關ス
ル建議案(島田俊雄君外十
名提出)

スル建議案ヲ議題ト致シマス、本案へ建議案
ノ設ケラレテ、國有林ノ或ル一部ヲ拂下ゲ
テ、年々七八百万圓ノ財源ヲ得ラレテ、之
ヲ以テ從來編入セラレタル保安林ヲ政府ニ
買上ゲルト云フ自論見サヘ、アルト云フコ
トハ、私ハ決シテ困難ナイト思フノデ
アリマス、故ニ一日モ早ク、何等ノ理由ナ
クシテ不當ニ個人ノ權利ヲ侵害スル所ノ現
行ノ法律ヲ改正スルコトガ、吾々議員ノ最
モ重大ナル義務デアルト思フガ故ニ、茲ニ
此法律ノ改正案ヲ提出シタ次第デアリマ
ス、ドウカ諸君ノ御贊同アランコトヲ御願
スル次第デアリマス(拍手)

スル建議案ヲ議題ト致シマス、本案へ建議案
ノ設ケラレテ、國有林ノ或ル一部ヲ拂下ゲ

スル建議案ヲ議題ト致シマス、本案へ建議案
ノ設ケラレテ、國有林ノ或ル一部ヲ拂下ゲ

モ動カスコトヲ得ザル所ノ民族心理ノ涵養ヲ圖ルト云フコトガ、所謂抜本塞源ノ思想對策デアラネバナラヌト存ズルノデアリマス

(拍手)今ヤ思想ノ對策ニ付キマシテハ、朝野ヲ舉ゲテ是ガ實現ニ汲々タルモノデアリマス、而モ何レモ皮相ノ對策ガ多クアリ、或ハ又單純ナル理想ニ基クモノガ多ノデアリマス、本員等ハ茲ニ著眼ヲ致シマシテ、只今申述べマシタル民族ノ心理ヲ、我國ノ歴史ニ結び付ケテ、一種ノ民族的信仰ヲ固クスル、此施設ヲ根本ニ於テ致スコトガ、思想對策トシテ先ヅ喚緊デアラウト云フ考ヲ定メタモノデアル、是ガ本案ヲ提出シタ根本ノ理由デアリマス、即チ我ガ民族精神ノ淵源デアル、歴史ノ根源デアル、皇祖大神宮ノ神域ヲ中心ト致シマシテ、茲ニ全日本國民ノ一大禮讚ヲ喚起ス所ノ聖地ノ計畫ト云フモノ、下ニ、有ユル神域ノ設備ヲ擴張スルト云フ案デアリマス

此案ハ全ク只今申述ベタ我國ノ國民ノ心理ヲ三千年ノ歴史ニ結び付ケル、茲ニ我ガ民族ノ大使命ヲ達成シ得ル、茲ニ我ガ貴重ナル皇道精神ノ發露ヲ全クスルコトガ出來ル、由テ以テ多難多事ナル此思想國難ヲ突破シヨウト云フノガ、本案提出ノ理由デアリマス(拍手)宜シク政府ハ此建議ノ根本義ニ鑑ミラレテ、速ニ、神宮中心ノ聖地計畫ニ對スル調査立案ヲ遂ゲラレ、且ツ速ニ之ヲ實施セラレンコトヲ求ムルノガ、建議案ノ大趣意デアリマス、ドウカ滿場一致ノ御賛成ヲ切ニ希望スル次第デアリマス、猶此説明ヲ終ルニ方ノテ、本員ハ幸ヒ齋藤總理大臣モ御出席デアラル、ヤウデアリマスカラ、此案ニ對シテ政府ノ持タル、所ノ所見ノ御言明ヲ得ルコトヲ得バ、満足ノ至リニ堪ヘマセヌ(拍手)

○議長(秋田清君) 討論ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス——池田敬八君
(池田敬八君登壇)
○池田敬八君 只今上程ニナリマシタル大神都特別聖地計畫實施國營ニ關スル建議案ニ就キマシテ、吾々提案者ノ一人デアル演田國松君カラ、詳細ニ其趣旨ヲ述ベラレマシタノデ、凡ソ其要ヲ盡シテ居リマスルガ私ト致シマシテハ、我黨ヲ代表致シテ一應贊成ノ意ヲ述ベタイト存ジマス、暫ク御清聽ヲ願ヒタウ存ジマス(拍手)
抑、天照大神様ガ伊勢ニ御鎮座存シマシタノハ、御承知ノ如ク倭比賣命ガ雨ノ晨、風ノ夕ヲ厭ヒナク、數十年各地ヲ御巡歷ニナリマシテ、遂ニ伊勢ノ五十鈴川ノ地ヲトサレテ、此處ガ一番定住ノ居トシテ宜シイト云フコトデ、御鎮マリニナリマシタノデアリマス(吾々ハ生徒デハアリマセヌ)ト呼フ者アリ)仰ゲバ神路山ノ鬱蒼タル大樹、俯スレバ五十鈴川ノ清流タル所ノ流ハ、此神ノ神威ヲ一層加ヘルモノト言ベナケレバナラヌト存ジマス、其外ノ環境ノ神聖デアルコトハ、恐ラク日本一ト申シテ宜シイト

外ニ參宮急行ト云フ、大阪カラ山田マニニ時間デ達スル電車ガ出來タ、又伊勢鐵道トナラヌト存ジマス、其外ノ環境ノ神聖デアルコトハ、恐ラク日本一ト申シテ宜シイト存ジマス、神宮ノ鎮座在シマスノモ偶然デハナイト信ズルノデアリマス(拍手)御維新以前ニハ、御師ト稱スル制度ガアリマシテ云フノガ出來テ、ソレガ為メ參宮客ハ近年ニ増加シタノデアリマス、私ハ毎年一月元旦ニ必ズ參宮致シマスガ、今年ノ如キハ非常ニ増加ヲ致シタノデアリマス、之ニ依テモノデハアリマセヌ、併ナガラ神都ニ於ケル所ノ設備ハ、甚ダ不十分ナルモノデアリマス

○議長(秋田清君) 加藤鯛一君
(加藤鯛一君登壇)
○加藤鯛一君 只今議題ニナシテ居リマスル本案ハ、國民大多數ノ翹望シテ已マザルモノデアルト信ジマス、故ニ本案ニ對シマシテハ、千言万語ヲ費スノ必要ヲ感ジマセヌ、心ヨリ謹んで贊成ヲスルト云フ意思表示ヲ致シマシテ、本案ニ對スル贊成ヲスル者デアリマス(拍手)
○議長(秋田清君) 齋藤内閣總理大臣
(國務大臣子爵齋藤實君登壇)
○國務大臣(子爵齋藤實君) 本案ノ精神ニハ御同感デアリマス、此案ニ對シマシテハ、各般ノ關係ヨリ色々調査ヲ要シマスルコトモアルト思ヒマスルカラ、慎重ニ考慮ヲ致シマスルコトニ致シマス、此段御答申上ゲ

マス(拍手)
○議長(秋田清君) 論議ノ問題ヲ茶化シテハイカヌ」其他發言スル者アリ)
○議長(秋田清君) 警肅ニ
○池田敬八君(續) 即チ御宮様ヲ奉祀シテヤー此處ガ伊勢デアルト云フコトヲ申シタモノデアル、是ハ決シテ御笑ヒニナルコトデハナイ、神聖ナル唄デアル、是ハヲカシイ所ニ使ハレルカラ皆サンハサウ云フ感ジヲサレマスガ、決シテサウ云フ意味デハナイ、即チ由緒ノアル所ノ言葉デアル、此伊勢音頭ヲ以テ全國カラ御詣リヲシタモノデアリマス、然ルニ廢藩置縣トナフタ今日ニ於キマシテハ、此風ガ全ク絶エテ、參宮客ガ一時ハ杜絶致シタノデアリマス、近頃赤化思想ガ入りマシテ、尙更國民思想ヲ惡化シタノデアリマスルガ、最近ニ於テ諸君ニ喜ンデ戴カナケレバナラヌト云フコトハ、交通機關ガ稍完備ヲ致シテ、省線ノハ、御登壇ヲ希望致シマス
○議長(秋田清君) 加藤鯛一君
(加藤鯛一君登壇)
○加藤鯛一君 只今議題ニナシテ居リマスル本案ハ、國民大多數ノ翹望シテ已マザルモノデアルト信ジマス、故ニ本案ニ對シマシテハ、千言万語ヲ費スノ必要ヲ感ジマセヌ、心ヨリ謹んで贊成ヲスルト云フ意思表示ヲ致シマシテ、本案ニ對スル贊成ヲスル者デアリマス(拍手)
○議長(秋田清君) 齋藤内閣總理大臣
(國務大臣子爵齋藤實君登壇)
○國務大臣(子爵齋藤實君) 本案ノ精神ニハ御同感デアリマス、此案ニ對シマシテハ、各般ノ關係ヨリ色々調査ヲ要シマスルコトモアルト思ヒマスルカラ、慎重ニ考慮ヲ致シマスルコトニ致シマス、此段御答申上ゲ

○議長(秋田清君) 採決ヲ致シマス、本案 ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス	○議長(秋田清君) 起立多數——仍テ本案 ハ可決セラレマシタ
(拍手起立)	(拍手起立)

○議長(秋田清君) 日程第二十一、漁船保
險法案ノ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣
旨聲明ヲ許シマス——提出者鵜澤宇八君
第二十一 漁船保險法案(鵜澤宇八君
外三名提出)

第一讀會
漁船保險法案

漁船保險法

第一章 漁船保險組合

第一節 總則

第一條 漁船ノ所有者ハ其ノ所有スル漁
船及漁具ニ付相互保險ヲ爲ス目的ヲ以
テ漁船保險組合ヲ設立スルコトヲ得
漁船保險組合ハ前項ノ外組合員ノ共濟
其ノ他福利増進ニ關スル施設ヲ爲ス
目的トスルコトヲ得
保險ノ目的タルベキ漁船及漁具ノ範圍
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 漁船保險組合ハ法人トス
第三條 組合ハ其ノ名稱中ニ漁船保險組
合タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フベシ
文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第四條 家畜保險法第五條乃至第十條ノ
規定ハ組合ニ之ヲ準用ス

第二節 設立

第五條 組合ヲ設立セントスルトキハ命
令ノ定ムル所ニ依リ發起人ハ定款ヲ作

成シ組合員タルベキ資格ヲ有スル者ノ 同意ヲ得テ創立總會ヲ招集スベシ 定款ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ	一 目的 二 名稱 三 區域 四 事務所ノ所在地 五 保險ノ目的及保險料率 六 準備金ノ積立及管理ノ方法 七 剩餘金處分及不足金填補ニ關スル 八 組合員ノ共濟其ノ他福利増進ニ關 スル施設ヲ爲ス組合ニ在リテハ之ニ 關スル規定 九 組合員タル資格ニ關スル規定 十 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定 十一 事業施行ニ關スル規定 十二 役員ニ關スル規定 十三 組合ガ公告ヲ爲ス方法 十四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メ タルトキハ其ノ時期又ハ事由 第六條 創立總會ニ於テハ命令ノ定ムル 所ニ依リ定款其ノ他必要ナル事項ヲ議 定シ且理事及監事ヲ選任スベシ 第二十三條ノ規定ハ創立總會ニ於ケル 決議ニ之ヲ準用ス
第七條 登記スベキ事項左ノ如シ	第一 第五條第二項第一號乃至第三號、 第十三號及第十四號ニ掲タル事項
三 設立認可ノ年月日	二 事務所
四 理事及監事ノ氏名、住所	第五條 家畜保險法第五條乃至第十條ノ 規定ハ組合ニ之ヲ準用ス
前項ニ掲タル事項中ニ變更ヲ生ジタ ルトキハ其ノ登記ヲ爲スベシ	第六條 左ノ場合ニ於テハ組合ハ損害 令ノ定ムル所ニ依リ發起人ハ定款ヲ作

ノ全部又ハ一部ニ付填補ノ責ヲ免ルル コトヲ得 ノ検査ヲ拒ミ又ハ組合ノ指示ニ從ハ ザルトキ	一條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス 第九條 民法第四十五條第三項及第四十 八條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス但シ 週間トアルハ之ヲ二週間トス 第三節 組合員ノ権利義務
二 組合員第十五條ノ規定ニ依ル通知 ヲ怠リタルトキ	第十條 組合員ハ命令ノ定ムル場合ヲ除 クノ外其ノ所有スル漁船全部ヲ保險ニ 付スベシ
三 組合員第十六條ノ規定ニ依ル修繕 ヲ怠リタルトキ	第十一條 家畜保險法第十九條乃至第二 十二條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス テ保險ノ引受ヲ拒ムコトヲ得ズ
四 事務所ノ所在地	第十二條 組合ハ本法又ハ定款ヲ以テ定 ムル場合ヲ除クノ外保險ノ目的ニ付沈 没、行衛不明、破壊、坐礁、膠沙、衝 突、火災、爆發其ノ他ノ危険ニ因リテ 生ズルコトアルベキ損害ヲ填補スルモ ノトス
五 保險ノ目的及保險料率	第十三條 組合ノ責任ハ定款ニ別段ノ定 アル場合ヲ除クノ外組合ガ保險料ヲ受 領シタル日ノ翌日ニ始マル
六 準備金ノ積立及管理ノ方法	第十四條 組合ハ何時ニテモ保險ノ目的 タル漁船及漁具ヲ検査シ又ハ組合員ニ 危險ノ防止ニ付必要ナル處置ヲ爲サシ ムルコトヲ得
七 剩餘金處分及不足金填補ニ關スル 規定	第十五條 組合員ハ危險ガ著シク變更又 ハ増加シタルコトヲ知リタルトキハ遲 滯ナク其ノ旨ヲ組合ニ通知スベシ
八 組合員ノ共濟其ノ他福利増進ニ關 スル施設ヲ爲ス組合ニ在リテハ之ニ 關スル規定	第十六條 組合員ハ保險ノ目的タル漁船 ニ付損害其ノ他著シキ異狀ヲ生ジタル コトヲ知リタルトキハ遲滯ナク修繕ヲ 爲スコトヲ要ス
九 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定	第十七條 左ノ場合ニ於テハ組合ハ損害 令ノ定ムル所ニ依リ發起人ハ定款ヲ作
十 事業施行ニ關スル規定	第八條 家畜保險法第十三條乃至第十五 條

七十四條第一項第二項及第六百七十五條乃至第六百七十九條ノ規定ヲ準用ス

第五節 管理

第二十三條 理事及監事ノ選任及解任ハ

總組合員ノ半數以上ヲ出席シ其ノ議決權

ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ決ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十四條 家畜保險法第三十四條、第三十五條及第三十七條乃至第四十條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス

第二十五條 定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルベシ

第二十三條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十五條 定款ノ變更ハ總會ノ決議ニ依ルベシ

第二十五條ノ規定ハ前項ノ決議ニ之ヲ準用ス

第二十五條 定款ノ變更ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十六條 家畜保險法第四十二條、第四十四條乃至第四十九條及第五十一條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第六十條及第六十一條第一項ノ規定ハ組合ノ理事ニ之ヲ準用ス

第二十八條 民法第六十二條、第六十四條及第六十六條ノ規定ハ組合ノ總會ニ之ヲ準用ス

第六節 組合ノ計算

第二十九條 組合ハ不足金ノ填補ニ備フル爲每事業年度ノ剩餘金中ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ準備金ヲ積立ツベシ

第三十條 組合員ノ共濟其ノ他福利増進ニ關スル施設ヲ爲ス

業年度ノ剩餘金中ヨリ前條ノ準備金ヲ控除シタル額ノ全部又ハ一部ヲ定款ノ其ノ他福利增進ニ關スル施設ヲ爲ス爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間以内ニ財產目錄及貸借對照表ヲ作成スベシ分割ヲ爲ス場合ニ於テハ尙分ノ填補其ノ他ノ費用ニ充ツルコトヲ得
第三十二條 家畜保險法第五十三條、第五十四條及第五十六條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス
第七節 加入及脫退

第三十三條 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ
第三十三條 除名ノ事由ハ定款ヲ以テ之ヲ定ムベシ
シタル組合員ニ其ノ旨ヲ通知スルニ非ザレバ其ノ組合員ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三十七條 債權者ガ前條第二項ノ期間内ニ合併又ハ分割ニ對シテ異議ヲ述べキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ但シ其ノ期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ズ

組合ハ前項ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブ
ペキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ但シ其ノ期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ズ
第三十七條 債權者ガ前條第二項ノ期間内ニ合併又ハ分割ニ對シテ異議ヲ述べキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ但シ其ノ期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ズ
第三十七條 傷權者ガ前條第二項ノ期間内ニ合併又ハ分割ニ對シテ異議ヲ述べキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ但シ其ノ期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ズ
第三十七條 傷權者ガ前條第二項ノ期間内ニ合併又ハ分割ニ對シテ異議ヲ述べキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ催告スベシ但シ其ノ期間ハ二ヶ月ヲ下ルコトヲ得ズ

第九節 清算

第四十三條 清算人ハ左ノ順序ニ從ヒテ組合財産ヲ處分スベシ

一般ノ債務ノ辨済

解散ノ日ノ屬スル事業年度ニ於テ支拂ノ原因ノ生ジタル保險金額及第一四十條第二項ノ規定ニ依リテ拂戻スベキ金額ノ支拂

三 残餘財產ノ處分

前項第三號ノ殘餘財產ノ處分ニ付テハ行政官廳ノ認可ヲ受クベシ

第四十四條 家畜保險法第七十四條、第七十五條及第七十七條乃至第七十九條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス
第二項ノ規定ニ違反シテ爲シタル組合ノ合併又ハ分割ハ之ヲ無效トス
第三十八條 第三十六條第二項又ハ前條ハ相當ノ擔保ヲ供スベシ

第三十九條 合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シタル組合ノ權利義務ヲ承継ス

第十四條 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ

第十五條 民法第七十三條、第七十四條、第七十八條乃至第八十一條及第八十三條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス
第十節 登記手續

組合ノ分割ノ場合ニハ前項ノ決議ノ外尙分割後存續スル組合及分割ニ因リテ設立スル組合ノ組合員タルベキ者各別

第三十五條 組合ノ合併及分割ハ總會ノ決議ニ依ルベシ

組合ノ分割ノ場合ニハ前項ノ決議ノ外尙分割後存續スル組合及分割ニ因リテ設立スル組合ノ組合員タルベキ者各別

第三十九條 合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ設立シタル組合ハ第三十

六條第一項ノ規定ニ依リテ定メタル限度ニ於テ從前ノ組合ノ權利義務ヲ承継ス

合併又ハ分割ニ因ル設立ノ登記ニハ前

項ノ書面ノ外合併又ハ分割ニ關ズル總會ノ決議錄ヲ添附スベシ
立ノ場合ニハ尙第三十五條第二項ノ決議アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附ス

第四十八條 合併又ハ分割ニ因ル解散ノ登記ハ解散シタル時ノ理事及監事ノ全員ノ申請ニ依リテ之ヲ爲スベシ
申請書ニハ總會ノ決議錄並ニ第三十六條及第三十七條ノ手續ヲ爲シタルコトヲ證スル書面ヲ添附スベシ

第四十九條 家畜保險法第八十一條、第八十四條及第八十六條ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス

第五十条 非訟事件手續法第一百二十二條、第一百四十一條乃至第一百五十一條ノ六、第一百五十四條乃至第一百五十七條、第一百七十五條、第一百七十六條、第一百八條及第一百九十五條ノ二ノ規定ハ組合ニ之ヲ準用ス

第十一節 監督

第五十一條 行政官廳ハ何時ニテモ理事又ハ清算人ヲシテ組合ノ事業、財産又ハ清算事務ニ關スル報告ヲ爲サシメ、ハ清算事務ニ關スル報告ヲ爲シタルトキ又ハ清算事務ニ關スル報告ヲ爲シタルトキハ處分ヲ爲スコトヲ得

行政官廳ハ組合清算ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ組合ニ對シ其ノ財產ノ供託ヲ命ズルコトヲ得

第五十二條 組合ノ事業若ハ組合財產ノ狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲若ハ決議ガ法令若ハ定款ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スルノ虞アルトキハ行政官廳ハ決議

第五十三條 本法ニ依ル漁船保險ノ再保險事業ハ政府之ヲ管掌ス

第五十四条 組合ガ漁船保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ之ニ因リテ政府ト組合トノ間ニ再保險關係成立スルモノトス

第五十五条 再保險金額及再保險料ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十六条 組合ハ漁船保險ノ引受ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ對シテ其ノ旨ヲ通知スベシ

第五十七条 左ノ場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ再保險金額ノ全部又ハ一部ノ支拂ノ責ニ任ゼズ

一 組合方法令又ハ定款ニ違反シテ損害ノ填補ヲ爲シタルトキ

二 組合方損害額ヲ不當ニ認定シテ損害ノ填補ヲ爲シタルトキ

三 組合ガ不正ノ目的ヲ以テ前條ノ規定ニ依ル通知ヲ怠リタルトキ

第五十八条 組合ガ再保險ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ漁船再保險審查會ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

第五十九條 前條ノ審査ノ請求ハ時效ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第六十条 漁船再保險審查會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一条 本法ニ依ル漁船再保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第六十二条 本法ニ依ル漁船再保險ニハ

商法第三百九十一條、第三百九十九條、第四百十二條、第四百十六條及第四百七條ノ規定ヲ準用ス

第二章 漁船再保險

第六十三条 左ノ場合ニ於テハ漁船保險組合ノ發起人、理事、監事又ハ清算人ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クトキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リタルトキ

三 行政官廳又ハ總會若ハ總代會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隠蔽シタルトキ

四 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ其ノ檢查ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令若ハ處分ニ從ハズルトキ

五 本法ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ

第六十五条 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第六十六条 第三條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

第六十七条 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第六十八条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔鵜澤宇八君登壇〕

○鵜澤宇八君 只今議題ニナリマシタルトキ
本法ニ依リ事務所ニ備へ置クベキ書類ヲ備ヘズ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閲覽ヲ拒ミタルトキ

八 本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ

九 第三十二條ノ規定ニ依リテ準用セラル家畜保險法第五十四條ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ第三十六條、第三十七條第二項ノ規定ニ違反シタ

十 本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十一 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ辨済ヲ爲シ又ハ組合財產ノ處分ヲ爲シタルトキ

十二 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シ又ハ追徵金ヲ取立テ若ハ保険金額ヲ削減シタルトキ

第十三章 罰則

第六十九條 左ノ場合ニ於テハ漁船保險組合ノ發起人、理事、監事又ハ清算人ヲ五圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一 本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クトキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 本法ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ

三 行政官廳又ハ總會若ハ總代會ニ對シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隠蔽シタル者ハ十圓以上二百圓以下ノ過料ニ處ス

四 本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ其ノ檢查ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令若ハ處分ニ從ハズルトキ

五 本法ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ

第六十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第六十一条 本法ニ依ル漁船再保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セズ

第六十二条 本法ニ依ル漁船再保險ニハ

波浪ノ爲ニ漁船ガ沈没ヲ致ス場合モ甚ダ
尠クナイノデアリマス、サウ云フ譯デゴザ
イマスカラ、漁船保險法案ナルモノヲ設ケ
マシテ、政府ノ下ニ於テ、此漁船保險法ヲ制
定シテ、漁民ノ不安ヲ除去致シ、サウンテ此
漁民ノ生活安定ヲ圖リタイノデアル、又一ツ
ニハ、漁船ハ動産デゴザイマスガ、物體ト致
シマシテ擔保ニナラナイノデゴザイマス、
ソレデ漁業資金ヲ得ルニ甚ダ困難デゴザイ
マス、此漁船保險法案ガ一タビ成立致シマ
ス以上ニ於テハ、擔保トナツテ資金ヲ得ルコ
トガ容易デゴザイマス、斯ノ如ク致シマ
シテ、漁業ノ振興ヲ圖リ、サウシテ多數國
民ノ膳ノ上ニ供ヘル所ノ魚ヲ、極メテ安ク
供給サセマシテ、而シテ其餘分ハ之ヲ精製
加工致シマシテ海外ニ送り出シ、澤山ノ金
ヲ取ルコトニ致シタイ、左様致シマスレバ、
國際貸借ノ上ニ裨益スル所ガ甚ダ尠ナクナ
イト、斯様ニ考ヘルノデゴザイマス、漁業
者ト致シマシテ、本案ハ極メテ重要且ツ必
要ナル案件デゴザイマスカラ、諸君ノ御賛
成ヲ切ニ御願致シタイノデゴザイマス（拍
手）

○議長（秋田清君） 質疑ノ通告ガアリマス、
之ヲ許シマス、谷原公君

（谷原公君登壇）

○谷原公君 私ハ只今上程セラレマシタル
漁船保險法ニ關聯ヲ致シマシテ、政府ニ御
尋ヲ致シタインデアリマス、政府ノ御答辯
ハ、速記録ニ依リマンテ後デ御答ヲ受ケマ
シテモ結構デアリマス、私共ノ信ズル所ニ
依リマスルナラバ、漁業經營ノ上ニ於キ
シテ、只今付議サレテ居リマスヤウナ漁船
保險ヲ實施致シマスルト共ニ、漁業労働者
ノ災害ニ關シマスル所ノ、社會保險ヲ併セ

テ實施致サナケレバ相成ラヌト思フノデア
リマス、御承知ノ如ク漁船ナルモノハ、漁
業ノ企業者ノ所有財産テアリマシテ、之ニ
保險制度ヲ設ケマシテモ、アノ遭難事故ノ
頻々ト起リマス所ノ漁業労働者ノ、或ハ死
亡シ、或ハ傷害ヲ被リマシタル場合ノ利益、
助ケトハ相成ラヌノデアリマス、隨テ茲
ニ資本家ニ利益ヲ與ヘマスル所ノ漁船保險
ヲ作リマスル以上ハ、アノ無產者タル所ノ
漁業労働者ノ災害ヲ扶助致シマスル所ノ社
會保險ヲ併セテ實施セナケレバ、ナラスト信
ズルノデアリマス、政府ハ之ニ對シマシテ
如何ナル御用意ガ出來テ居リマスルカ、漁
船保險ノ如キハ、既ニ政友會ノ諸君カラ御
提案ニナリマシタモノハ、委員會ニ於キマ
シテ相當捲拂致シテ居ルノデアリマス、隨
テ是等ノ實現ヲ見マスルコトハ、餘リ遠キ
ニアラザルコトヲ私共確信スルノデアリマ
ス、隨テ政府ニ於キマシテモ、此漁業
労働者災害扶助ニ付キマシテハ、相當ナ御
用意ガナケレバナラスト思フノデアリマス、
申ス迄モナク近時社會保險ノ思想ハ急激ニ
進歩致シマシテ、國際勞働會議ニ於キマシテ
既ニ決議ノ出來テ居リマスルコトハ申ス迄
モアリマセズ、世界ノ文明國ニ於キマシテ
ハ、其採用ノ程度ニコソ差異ハアリマスケ
レドモ、殆ド總テ或程度ノ實施ヲ見テ居ル
ノデアリマセズ、我國ニ於キマシテモ、失業
保險ヲ除キマスル其他ノモノハ、或ル範圍
ニ於キマシテハ既ニ實施濟デアリマス、現
ラナイ爲ニ、行方不明トシテ處理サレテ居
デアリマス、而シテ此四千四十四人ノ中デ、
共ニスル團體的ノ遭難デアリマスルガ、此
外ニ機械ノ爲ニ指ラ落シ、或ハ手足ヲ損傷
致シマシタ如キ者ハ、數ヘラレテ居ナイン
ス、此四千四十四人ナルモノハ、船ト運命ヲ
他ニ依リマシテ遭難致シテ居ルノデアリマ
ス、此四千四十四人ナルモノハ、船ト運命ヲ
此六十二万人ノ中、一箇年ノ災害數ハドレ
位デアルカ、最近ノ統計ヲ見マスルト云フ
ト、昭和六年ニハ四千四十四人、是ハ難船其
他ニ依リマシテ遭難致シテ居ルノデアリマ
ス、此四千四十四人ナルモノハ、船ト運命ヲ
此百人モ少イノデアリマス、此數字ヲ比較致
シマスルト、アノ漁業ト云フ事業ガ、鑛山
事業ヨリモ遙ニ危害危險性ノ多イト云フコ
トガ證明サレテ居ルノデアリマス、左様ナ
シマスルト、アノ漁業ト云フ事業ガ、鑛山
労働者同様、漁業法ニ或ル一條項ヲ設ケマ
シテ、ヤハリ是等ニ對シマシテ、鑛山労働
者同様ナ扶助ヲ設ケマスルカ、或ハ既ニ勞
働者災害扶助法竝ニ勞働者災害扶助責任保
險法モアルノデアリマスルカラ、此災害扶
助法ノ第一條ノ、所謂危險ナル事業トシテ、
勅令ヲ以テ此漁業ヲ御認定ニ相成ッテ、サウ
シテヤハリ自由労働者ニ同様ナ法ノ恩典、
或ハ國ノ力ニ依ル所ノ扶助ヲ爲サシメント
云フコトガ、目下ノ必要ナ措置デハナカラ
シテヤハリ自由労働者ニ同様ナ法ノ恩典、
或ハ國ノ力ニ依ル所ノ扶助ヲ爲サシメント
云フコトガ、其調査ノ程度、又政府ニ於キマ
シテ全然左様ナ意思ナシト言ハレルノデア
リマシタナラバ、其理由ノ御説明ヲ要望ス
（谷原公君登壇）

マシタ際ニ於キマシテ、ソレヲ其儘捨テ、
置クト云フコトハ、相互扶助ノ觀念カラ
ヘマシテモ、決シテ妥當ナ措置デナイト思
フノデアリマス、是レアリマスルガ故ニ、
昭和六年ノ四月一日カラ、アノ自由労働者
ノ大部分ヲ包含致シマスル所ノ労働者災害
扶助法竝ニ勞働者災害扶助責任保険法ト云
フモノガ實施セラレマシテ、自由労働者ノ大
部分デスカラ、相當ナ扶助ヲ受ケルコトニ相
成、テ居ルノデアリマス、斯様ニ迄此社會保
險ガ進ンデ居リマスルニモ拘ラズ、ドウシ
テ漁業労働者ノミ其恩典ニ浴スルコトガ出
來ナイノデアリマセウカ、私共ハ頗ル不可
解ニ存ズルノデアリマス

我國ニ於ケル所ノ漁業労働者、即チ賃銀
ヲ得テ漁業ノ爲ニ從事致シテ居リマスル労
働者ノ數ハ六十二万人バカリデアリマス、
此六十二万人ノ中、一箇年ノ災害數ハドレ
位デアルカ、最近ノ統計ヲ見マスルト云フ
ト、昭和六年ニハ四千四十四人、是ハ難船其
他ニ依リマシテ遭難致シテ居ルノデアリマ
ス、此四千四十四人ナルモノハ、船ト運命ヲ
此百人モ少イノデアリマス、此數字ヲ比較致
シマスルト、アノ漁業ト云フ事業ガ、鑛山
事業ヨリモ遙ニ危害危險性ノ多イト云フコ
トガ證明サレテ居ルノデアリマス、左様ナ
シマスルト、アノ漁業ト云フ事業ガ、鑛山
労働者同様、漁業法ニ或ル一條項ヲ設ケマ
シテ、ヤハリ是等ニ對シマシテ、鑛山労働
者同様ナ扶助ヲ設ケマスルカ、或ハ既ニ勞
働者災害扶助法竝ニ勞働者災害扶助責任保
險法モアルノデアリマスルカラ、此災害扶
助法ノ第一條ノ、所謂危險ナル事業トシテ、
勅令ヲ以テ此漁業ヲ御認定ニ相成ッテ、サウ
シテヤハリ自由労働者ニ同様ナ法ノ恩典、
或ハ國ノ力ニ依ル所ノ扶助ヲ爲サシメント
云フコトガ、其調査ノ程度、又政府ニ於キマ
シテ全然左様ナ意思ナシト言ハレルノデア
リマシタナラバ、其理由ノ御説明ヲ要望ス
（谷原公君登壇）

モ、一人當リ僅カニ四十九圓ニシカ當ラナ
カツタノデアリマス、所ガ之ヲ既ニ國法ノ保
護恩典ヲ受ケテ居リマスル所ノ鑛山労働者
等ニ比較致シマスルト如何デアリマセウ
カ、鑛業法ノ第八十條竝ニ鑛夫雇傭労役扶
助規則、之ニ依リマシテ鑛山ノ労働者ハ、
業務ノ爲ニ死亡致シマスルト云フト、少ク
トモ葬祭料ハ三十圓以上交付サレル、又賃
銀ノ三百六十日分以上ヲ支給サレルト云フ
コトニ相成ッテ居ルノデアリマス、而シテ鑛
山労働者ノ此業務上ノ災害死亡數ハ幾ラア
ルカト申シマスト云フト、最近ノ統計ニ依
リマスト云フト、八百七十四人デアリマ
ス、即チ漁業労働者ノ遭難死亡數ヨリモ三
百人モ少イノデアリマス、此數字ヲ比較致
シマスルト、アノ漁業ト云フ事業ガ、鑛山
事業ヨリモ遙ニ危害危險性ノ多イト云フコ
トガ證明サレテ居ルノデアリマス、左様ナ
シマスルト、アノ漁業ト云フ事業ガ、鑛山
労働者同様、漁業法ニ或ル一條項ヲ設ケマ
シテ、ヤハリ是等ニ對シマシテ、鑛山労働
者同様ナ扶助ヲ設ケマスルカ、或ハ既ニ勞
働者災害扶助法竝ニ勞働者災害扶助責任保
險法モアルノデアリマスルカラ、此災害扶
助法ノ第一條ノ、所謂危險ナル事業トシテ、
勅令ヲ以テ此漁業ヲ御認定ニ相成ッテ、サウ
シテヤハリ自由労働者ニ同様ナ法ノ恩典、
或ハ國ノ力ニ依ル所ノ扶助ヲ爲サシメント
云フコトガ、其調査ノ程度、又政府ニ於キマ
シテ全然左様ナ意思ナシト言ハレルノデア
リマシタナラバ、其理由ノ御説明ヲ要望ス
（谷原公君登壇）

○議長(秋田清君) 有馬農林政務次官
(政府委員伯爵有馬賴寧君登壇)
○政府委員(伯爵有馬賴寧君) 谷原君ノ御質問ニ對シマシテ、私ヨリ簡単ニ御答ヲ申上ゲマス、日本ノ水産業ノ發達ヲ助成スルコトハ、極メテ大切ナコトナノデアリマス、併ナガラ從來此方面ニ對シマシテハ、併ナガラ從來此方面ニ對シマシテハ、他ノ方面カラ見マスト非常ニ總テガ遅レテ居ルヤウナ傾ガアリマス、只今御質問ノアリマシタ漁業ノ労働者ノ保護救濟ト云フヤウナコトニ付キマシテハ、遺憾ナガラ何等施設スル所ガナインデアリマス、今議會ニ政友會並ニ民政黨ヨリ提出サレマシタ漁船保險ニ付キマシテモ、是ハ御承知ノ通り既ニ兩院ニ於テ請願ガ採擇ヲサレマシテ、又第

六十二議會ニ於キマシテ、之ニ關スル費用モ協賛ヲ得タノデアリマスルノデ、農林省ニ於キマシテハ銳意之ニ付キマシテ調査考究中デアルノデアリマス、漁船保險ガ成立ヲ致シマスレバ、只今モ御話ノアリマシタヤウニ、水產金融ノ圓滑ガ圖ラレ、其他漁業經營上非常ニ有利デアルト思フノデアリマス、是ハ單ニ漁船ヲ持テ居リマスル者バカリノ利益デナクシテ、延イテ漁業ニ從事シテ居リマスル所謂労働者達モ、其恩恵ニ浴スルコトガ出來ルノデアラウカト思フノデアリマス、現在漁業労働者ニ對スル施設ト致シマシテハ、漁業組合ノ一部ニ於キマシテ、所謂水難救恤ト云フヤウナコトヲヤフテ居ルモノモゴザイマスルシ、又水產會ニ於テモ、同様ナコトヲヤフテ居ルノモゴザイマス、又露領水產組合ニ於キマシテモ、共濟積立金ノヤウナモノガアリマスルシ、又所謂蟹工船ノ組合ニ於キマシテモ、營資協調ノヤウナ意味ニ於テ、施設ノ行ハレテ居

ル點ガアルノデアリマス、遺憾ナガラ、極ク少數ノサウシタ實例ガアルノミデアリマシテ、只今谷原君ノ御話ノアリマシタヤウニ、特ニ漁業労働者ノ爲ノ社會保險ト云フヤウナコトニ付キマシテハ、今日何等設ケラレテ居ル所ガナインデアリマス、漁船保險ガ成立ヲ致シマシタ後ニ、所謂組合ノ附帶事業ト致シマシテ、サウシタヤウナコトモ行ハレルヤウニナルノデハナイカト思フノデアリマス、政府ト致シマシテハ、只今ノ御質問ノ要旨ニハ極メテ御同意致スノデアリマスガ、現在ノ所デハ、只今申上ゲタヤウナ狀態デアリマシテ、特ニ是ガ爲メ何等ノ施設ハナイノデアリマス、併シ將來ハ漁船保險ノ事ヲ考ヘマスト、同時ニ、サウシタ方面ニ付キマシテ、十分考慮致シタイト考ヘテ居リマス、是ダケ御答致シテ置キマス(拍手)

○上田孝吉君 本案ハ胎中楠右衛門君外一名提出ノ農漁業災害保險法案外二件ノ委員ニ併セ付託セラレントラ望ミマス
○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニハ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第二十二及ビ第二十三ハ關聯スル議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ日程第二十二衛生組合法案、日程第二十三傳染病豫防法中改正法律案、右二案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス、提出者ノ趣旨辯明ヲ許シマス——提出者田中祐四郎君

第七條 地方長官必要アリト認ムルトキハ市長ニ對シ區域ヲ指定シ衛生組合ノ設立ヲ命ズコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ衛生組合ノ設立ヲ命ズコトヲ得

ゼラタル市長ハ組合規約ヲ作成シ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第八條 衛生組合ハ組合規約ノ定ムルニ依リ總會ヲ開キ組合ニ關スル事件ヲ議決ス但シ命令ノ定ムル所ニ依リ代會ヲ以テ總會ニ代フルコトヲ得

總會ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 衛生組合ニ組合長及副組合長一人又ハ二人ヲ置ク

組合長及副組合長ハ組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

前項ノ選舉ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

組合長及副組合長ノ外組合規約ノ定ムル所ニ依リ衛生組合ニ他ノ役員ヲ置クコトヲ得

第十條 組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ擔任ス

副組合長ハ組合長ヲ輔佐シ組合長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

副組合長ハ組合長ヲ代理ス

第十一條 衛生組合ノ經費ハ組合規約ノ定ムル所ニ依リ組合員之ヲ負擔ス

第十二條 組合規約ヲ變更セントスルトキハ市長ヲ經テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第十三條 地方長官ハ衛生組合ニ對シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

市長ハ衛生組合ニ對シ事務ノ報告ヲ爲

サシメ、書類帳簿ヲ徵シ、實地ニ就キ

事務ヲ視察シ若ハ出納ヲ検査シ又ハ事

業ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコト

ヲ得

第十四條 地方長官ハ總會ノ議決若ハ選

舉又ハ役員ノ行爲ガ法令若ハ組合規約

ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキ

ハ議決若ハ選舉ヲ取消シ、役員ヲ解任

シ、組合ノ事業ヲ停止シ又ハ組合ノ解

散ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 衛生組合ノ解散、分合及區域

變更ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定

ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

傳染病豫防法ニ依リ設立シタル市内ノ衛生組合ニシテ本法施行ノ際地方長官ノ指定シタルモノハ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス

前項地方長官ノ指定シタル衛生組合ハ遲滞ナク組合規約ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

傳染病豫防法中改正法律案

傳染病豫防法中左ノ通改正ス

第二十三條 地方長官ハ傳染病ノ豫防救

治ノ爲町村内ニ衛生組合ヲ設ケシムル

コトヲ得

地方長官ハ衛生組合法ニ依ル衛生組合

及前項ノ衛生組合ニ對シ清潔方法、消毒方法其ノ他傳染病ノ豫防救治ニ關シ

必要ナル事項ヲ指示シテ之ヲ履行セシ

ムルコトヲ得

市町村ハ衛生組合法ニ依ル衛生組合及

第一項ノ衛生組合ニ於テ傳染病ノ豫防
救治ノ爲支出スル費用ノ全部又ハ一部
ヲ補助スルコトヲ得

第二十四條中「第二十三條第二項」ヲ「第
二十三條第三項」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔田中祐四郎君登壇〕

○田中祐四郎君 此兩案ト同種ノ案ニ付

テ、先日ノ本會ニ於テ國民同盟ノ中田君、

政友會ノ鷲野君ヨリ詳細提案ノ趣旨辯明ヲ

致サレマシテ、私共ノ此提案モ兩君ノ案ト

其内容ヲ同ジウシテ居リマスカラ、茲ニ蛇

足ヲ添ヘルノ必要ハナイト認メマシテ、趣

旨辯明ヲ略シテ置キタイト存ジマス、唯、

茲ニ一言致シタイノハ、政府案ガ去ル五十

九議會ニ於テ貴族院デ審査未了ニ終フタ事

デアリマス、是ハ如何ナル風ノ吹キ廻シデ

アリマシタカ、全ク握リ潰シノ状態ニ出

會ヲタノデアリマスガ、若シ其事ナカリセ

バ、此衛生組合法等ハ既ニ業ニ我國ノ法制

トナフテ實現サレテ居ルト思ヒマスルニ拘

リマセズ、斯ノ如キ狀態デアリマスコトハ

沟ニ遺憾デアリマス、此度ノ法案ニ付キマ

シテハ、政府ハ何故力怯エテ提案ヲ致サナ

イ、寧ロ議員案ノ出マスコトヲ非常ニ歡迎

シテ居ルノ觀ガアルノデアリマス、恐ラク

デ先年論議ノアリマシタ點等ハ、此度ノ法

案ニ於テ大ニ緩和シテ居ル積リデアリマ

ス、貴族院モ恐ラクハ甚シキ異論ノナイコ

トデアラウト思ヒマス、ドウカ一日モ早ク

御同情ヲ希望シテ」マナイ次第デアリマ
ス、之ヲ以テ終リマス

三ノ兩案ヲ一括シテ、安達謙藏君外一名提

出町村役場費臨時國庫補助法案外八件ノ委

員ニ、併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 上田君ノ動議ニハ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

議アリマセヌカ

○上田孝吉君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日

ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 上田君ノ動議ニハ御異

議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（秋田清君） 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、次會ノ

日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ

是ニテ散會致シマス

午後三時二十九分散會

衆議院議事速記録第十六號中

史蹟名勝天然記念物保存法
中改正法律案提出者中ニ丹

下茂十郎君ヲ加フ

衆議院議事速記錄第十七號中正誤

正

（上田孝吉君外
外十二名
名提出）

（上田孝吉君
第一讀會提
出）

單一制

三一七 四 二五單一性